



4

○衆議院議員(本名武君) 明申し上げましたが、わが国の農業の発展過程におきまして酪農のならぬ使命はまことに重大であります。さらに一そろこの振興を期さなければならぬために、酪農振興法の制定等、政府は諸般の施策を行なつてまいりましたが、たまたまこの法律の上に乳業発展が酪農業に及ぼす影響がまことに重大であるということは御高唱のとおりであります。これらの施設を円滑に、しかも所期の所要の設備がなされることによって、ひいては酪農業の振興をはかる必要があるということを充足させることで出発したと考えておりますが、なお、法律上の詳細については、政府のほうから説明を伺つていただきたいと思います。

○渡辺勲吉君 政府のほうからの法律上の点はますから、政府から伺いたい点は、しかばね一体この制度によつて、現在までの施設資金の融資の実態というものは一体どうなつてゐるのか。あわせて融資ワクが毎年五ヵ年間設定されたわけですが、それに対する消化は一体どうなつてゐるのか。それから今回法律を一部改正して五ヵ年を延長せんとするのであります。今後のまた資金の需要の見通しといふものをどうふまえてこの改正案として提案をしたか、その背景になる実績及び今後の見通し等について、計数をもつてお示しを願いたい。

○説明員(太田康二君) 渡辺先生のお尋ねの、農林漁業金融公庫の乳業施設に対する融資の問題でござりますが、この制度は、先ほど本名先生の御説明にもございましたとおり、三十六年度に始まつたわけでございまして、その際、これも議員立法で農林漁業金融公庫法の一部を改正して制度が始まりましたので、三十六年度は、実は公庫の予算額には、いわゆる乳業施設に対する融資のワクといふものはなかつたわけでございますが、三

億三千万でござります。貸し付けの会社数で申上げますと、十一社。それから大手と中小に分けますと、融資の実額の比率でございますが、大手予算額でございましたが、実際に融資が行なわれましたのは十億二百万、端数は切り捨てますが、十億二百万。これが貸し付けの会社数は十四社。大手と中小の割合は大手が六八%、中小が三二%というふうに相なっております。それから三十八年度の融資ワクは、予算額は十一億ということをございましたが、実行は若干落ちまして七億五千三百万。貸し付けの会社数が十六社。大手との割合は五十六対四十四というようなことに相なっております。三十九年度はやはり予算額は十一億でございますが、貸し付け実行額は十一億一千六百万、そして貸し付け会社数が十六社。大手と中小の比率は七十三対二十七といふことに相なっております。四十年度はまだ最終的な集計が出ておりませんので、ちょっと実績を申し上げることはできないのでございますが、予算額はたしか十一億だと心得ております。

これは必ずしも傾向に置かれておる。したがつて乳業施設もこれを増設改良するといふ要請はかなり大きいものが予想されるわけであります。乳業施設の実情と今後の乳業施設の合理化の方向、いわゆる大メーカーと中小メーカーに対する適切なる政府の施策のよろしきを得なければ、この制度金融の果たす役割りといふものもかなり混乱を予想されることを憂慮するわけであります。この点に関する政府の見解はどうですか。

○説明員(太田康一君) 乳業施設の現状でござりますが、われわれの調査によりますと、昭和三十九年の一月現在におきまして、二千五百三十三工場ござります。このうち、生乳の処理加工に直接関連を有しておる工場数は二千三百八十八工場であります。昭和三十五年の三千五百二十二工場といふものに比べますと、六七%にあたつておりますで、特に最近三カ年間におきましてはやや減少傾向が見られるというような実情でござります。

そこで、施設の規模の問題でございますが、主として飲用牛乳を生産している工場数は二千百九十七工場でございまして、昭和三十五年に比べますと、約千百工場減少しております。特に月間処理量六十二トン未満の工場の減少が著しく、こういった工場におきましては約千二百工場減少しておるわけでござります。一方、月間処理量六十二トン以上の工場は増加いたしまして、中でも三百十トン以上の処理規模の工場は著しい増加傾向が見られておるわけでござります。

次に、主として乳製品を生産している工場数でございますが、これも飲用乳工場と同様に大型化の傾向が見られまして、月間生産量六百二十トン未満の工場は昭和三十五年に比べまして、六十三工場減少し、六百二十トン以上の工場、特に千二百四十トン以上の工場数というものが著しく増加する傾向が見られております。そして処理加工の能力でございますが、昭和三十九年四月現在におきます工場について生産能力が一時間一千キロリット

申し上げました一キロリットル以下というような工場は約6%に過ぎないというような実情でございます。  
それから、事業主体で見てまいりますと、いま工場は大部分が個人経営でございまして、四キロリットル以上の工場の大半は、これまた逆に会社経営となっているところで、農協経営の工場があるわけでございますが、やはり一般に規模が小さいものが多いというような実情でございます。  
それから、個人が経営する工場では、その九八%というものが飲用牛乳の生産を行なっておりまして、大部分は局地的な需要に対応する小規模な工場というものによって占められておるというような実情でございます。  
それから、処理加工施設の内容でございますが、昭和三十九年四月現在におきましても飲用牛乳のみの生産設備を有するものは二千二十九工場、乳業施設の大部分をこれが占めておるわけでございますが、飲用牛乳と乳製品の生産設備を併用する工場は百五十五工場、乳製品のみを製造する工場は七十七工場というふうに相なっております。  
それから、乳製品の製造工場のうち一品目のみを生産しておるものは、チーズ工場を除いてはきわめて少なくございまして、一般に生乳の処理量の多い乳製品ほど多品目の生産を行なうというような傾向が見られております。  
それから、乳製品工場における生産品目間の関連度を見ますと、バターと粉乳が九二%で最も高くございまして、バターと練乳、粉乳と練乳の生産関連は二〇%前後に過ぎないというような実情でございます。  
それから、今後におきます生乳の合理化なし近代化の問題でございますが、いま申し上げたように、やはり非常に規模の小さいものが現状におきましては多いわけでございますので、大規模化を進めまして、できる限り処理加工経費の合理化



産県の生乳が、市乳化のために相当量移動される  
ような実績があらわれてきたときには、さらにあ  
らためて処置をいたしたい。当面はこの方針で  
一応差しつかえないのではないかということと、  
こういう案にいたしたわけであります。  
前回申し上げましたとおり、やはり市乳化を足

融のようなものは、資本金十億以上の大メーカーには融資しない。むしろ、融資は、それ以下の小メーカーに重点を置くのだということくらい、きびしい姿勢で、これははじめてその金融効果いうものが出てくるわけであります。

及び加工に対する近代化をはかつていく必要があるといふ観点から、一応、この法律に伴う近代化、都道府県の近代化にまづのせていこうといふのが第一点であります。

で何か約束などをして いるそ うだ が、そ うい う一  
つのワクでこれを縛つて、中小マーカーが必 要と  
する乳業施設の五割以内とか、そ うい うこと で縛  
るとい うことは、私は、五年前に議員立法をした  
当時の趣旨からい っても、きわめて不當なこ とは  
行政の干渉だと思 う。したがつて、そ うい う点こ

進するというたてまえは、あくまでわれわれは今後においても堅持しなければならない。同時に、その促進策は、金融並びにその他の措置でやつていかなければならないことは当然でありますけれども、現況における、主として中小メー

聞いているわけで、一たんこうことで出しゃ  
限りは、今後五ヵ年間は、県をこえた場合には、  
用しないということじやなしに、少なくとも、  
ういう市乳化促進といふ大きな方向の中で、非公  
に競争力の弱い中小マーカーに對して、県をこえた

持つてまいりまして、それぞれ市乳として販売されていける事情はございますが、先ほど申し上げましたように、この改正を契機といたしまして、つとめて中小メーカーに市乳を中心とした乳業の発展を期し、しかも、県内における流通の文

ついては、全体の融資希望額の額については五割に轉るなんといふような、そういうとほけたことはこの際撤回して、やはりその中小メーカーの近代化育成のためには、これだけの融資ワクをする必要がある。もとより、金融は、制度金融といえ

○渡辺勲吉君 私から言わせると、これは議員立派だから、あまり意見も言うのもどうかと思うのにのせて、一応五年間あれは処置できるのではないかというふうに考えて、こういう案にいたしたわけであります。

善と申しますか、消費の改善をはかつていくという観点から、一応、五年間はこの制度でやろうということできめたわけであります。したがいまして、われわれも、御指摘のとおり、生産県における生産量というものが、必ずしもその地域の住民を充足してなお余りある生産をあげなければならぬといふ、酪農の実態からいたしまして、将来はぜひひとも県外に出る原料乳も、市乳として乳業に提供し、乳業はその道をとることをぜひやりた

でもこれはケース・バイ・ケースで、金融ベースでこれは決定すべきものでありますから、私は、それを八割に上げるとか七割にせよとかいうことは言いませんけれども、少なくとも他の一般金融にたよつたんではみずから体質改善ができないような、ひょんなこういう中小メーカーに対しては、やはり相当部分をこれは融資ワークとして出すぐらいの私はかまえがなければ、この資金の意図といらものが非常に削減されておる。従来の実績

だけれども、いまのような委員長代理の説明によると、どうも然然としない。たとえば、今後五年間はまあこれでいく。その後また考へるといふことは、私は市乳化促進は、実は中小メーカーにとっては、絵にかいたもんになりはしないかとし

○衆議院議員(本名武君) 先ほども申し上げましたように、御指摘 御趣旨は、全くわれわれも感ります。したがいまして、先ほど申し上ました、この法律の期限が過ぎる五ヵ年後にお考えるという表現をいたしましたことは、ま

いという念願でございますが、先ほど申しました  
ような実情もあわせて、今回は一応こういう案に  
いたしたわけであります。

も、そういう点もかなり内在して居るようでは私は理解をするのであります。この点もまた、政府当局に聞けば、何やかやいろいろな苦しい答弁を開くだけで、こつちも容易じやないから、提案者はどうですか、その点は。

う懸念を持つ。といふのは、県をこえて集乳する場合の施設が、こういう大所高所からの融資対象にならないとなれば、中小メーカーはいきおい、生産県内における原料乳の生産といふものに重点を置かざるを得ない。従来の経過もそういう事態

とに不適当であつたかもしませんが、実は、  
第一にわれわれは考えてみたいと思つてこう  
う案にいたしましたのは、必ずしも県外に出し  
市乳化を促進するということだけが、その県内  
における酪農振興の唯一無二の市乳化促進の道で

た基本的な姿勢であるわけで、そういう基本的な姿勢の中に、現実にこれを消費者に搬送するという事態があるわけです、原料乳の生産地帯は、だから、そういう点を、私は近い将来、ごく近い将来に、そういう点も、これは議員提案であるか

○衆議院議員(本名武君) 全く同感でございま  
す。同時に、申し上げるまでもなく、融資率は、  
これは法律でもございませんし、また法律に準拠  
した諸規定にもないと思います。同時に、大蔵省  
と公庫間に取りかわされた指導と申しますか、あ

に置かれておる。どうしても市乳化を促進するとなれば、従来の経過が、かりに、きわめてレア・ケースであるかどうかは別としましても、ここに門戸を大きく開放して、中小メーカーにもひとしぐ県をこえて、濃縮乳その他において、これを大都会で受け入れるという道を開くことが、大メーカーと大いに、相勉強し合って、政府の施策をこなすには促進する、大きな私は政策課題であると思うのであります。極言をしますと、こういう制度金の

ない。むしろ、でき得るならば、現況の生産県における原料乳を、加工ではなく、生乳として、生乳としてかつ販路を拡大するという方向をとることも、酪農振興の上に、特に生産原対策としては必要ではないかということのために、第一段としては、やはり市町村——従来の集約酪農地域をさらに拡大された生産体制における市町村の近隣化計画にのせて、その県内における市乳化の促進をはからなければならぬ。ここに、いわゆる集約

ら、やはりはつきりとした方向をこの際打ち出すといふことを強く問題として提起をしておきた  
い。これ以上この問題には触れません。  
それで、あと一二点だけにとどめますが、この  
設備資金の運用にあたって、特に私は中小乳業者  
の近代化育成ということがこの資金の大きな割  
りだと思っておる。そういう点からいえば、この  
業務方法書等にも出ていない問題で融資率といふ  
ものが、現実にはこれは大蔵省と農林省の課長間

るいは取りきめと申しますが、そういう瞻濡において、五割を限度として融資をしているというふうに私は承知しているのであります。この法案を立案するにあたりましても、重要な問題点の一つでございましたので、その後におきまして、農林省はもとより、大蔵省あるいは公庫に対しまして、つとめて、ただいま御意見のありましたような方向で融資率を引き上げることを引き続き折衝いたしております。そして御指摘のよくな

○委員長(山崎斎君) 他に御発言もなければ、  
この資金の趣旨が完全に目的を果たし得るよう努  
めであります。また立法の本質からいきまし  
て、ぜひ実現しなければならないことであると考  
えるのであります。今後も引き続き、われわれ  
としても、強力に政府に実現方を要請して、この  
目的を達するつもりであります。

○委員長(山崎貴君) 御異議ないものと認めます。よつて、本法律案についての質疑は、これをもつて終局いたしました。

○委員長(山崎君) 次に、農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案、農業信用基金協会法の一部を改正する法律案を一括議題とし、質疑を行なうことといたします。

質疑のある方は、順次御発言願います。

○鶴園哲夫君 いま議題になつておられます「一つにつきまして、いろいろお伺いをいたしたいのですが、少しばかり声をつぶしておりますので、お聞き苦しい点もあるうかと思ひますけれども御容赦ください」と思ひます。

私は、今回またお近づきに資金の大幅な改正を行なわれまして、行なうのですが、昨年も改正が行なわれまして、本年また大きな改正を行なうわけですが、こういうふうな制度金融——よく融資農政とか金融農政とかいふとく言われるわけですが、これにつきまして非常に大きな疑問を持つておるわけなんです。今回、このような改正をされるのは、一体どういう考え方などにやられるのか、そういう点について非常に疑問を感じておるのであります。したがいまして、若干の点からお尋ねをいたしたいわけです。  
この制度金融が非常な勢いで激増してまいりますとして、三十六、七年ごろに補助金農政が融資農政に補助金農政といふものは漸増はいたしますけれども、変わったのだというようなことが言われる。確かに補助金農政といふものは漸増はいたしますけれども、

ども、非常な勢いで激増する農政の需要に対しまして、制度金融を拡大をしていくことによって農政の需要にこたえよう、こういう政策がとられたことは御承知のとおりであります。三十六年に近代化資金が発足いたしまして、三百億円で始まるわけですが、今日これが三倍近い八百億円という融資ワクになつてゐる。公庫資金もこれは六百億円ですか、三十六年に六百億の貸し付けワクですが、これが千四百二十億と今日なつてきてる。制度金融全体を合わせますと、——本年はもう一つ農地管理事業団の約四十億、これはますます大きなものになるだらうと思いますが、いずれにいたしましても、四十一年度二千四百億円という融資政策になるわけです。これは農林省の四千五百八十五億円といふ一般会計と比べてみた場合に、非常に大きな地位を占めている。補助金農政、補助金農政と言われるけれども、補助金農政の約二倍ぐらいい大きな問題になつておるわけです。非常的な地位を占めておる。そういう意味で、私はいま形式的には、この金融農政といややつきわめていまや花ざかりだと、こういうふうに言つていいと思うのですが、ところがこういう金融農政といふのは、一體目的を達しているのかどうかといふ点について疑問があるわけです。補償金といふのは、これは御承知のように、なかなか効果がわからぬのではない。融資といふのは貸すわけですから、払ふねと言うかもしれない。どんな形で向こうは借りるかわからない。いずれにしてもワクをきめて貸すのですから、どういうふうに借りるのだろうか。ですから政策目的に対しても、農家は農家としての反応を示す。借りたものは返さなければならぬのですから、そうしますと、この場でいろいろな反応のしかたが出てくる。そういう意味で、私は制度金融といふのか、融資農政、金融農政といふのは農政をまことによく反映をするという面が非常に大きいのではないか、こう思つております。そういう意味で、これから若干お尋ねをしたく、このわけなんですが、この近代化資金の発足以来、種目別、部門別の貸し付け状況、これを見ますと

全く奇異な感じを与えますのですね。それは私たまりましたと思うのですけれども、しかし、法律の趣旨から言いますと、あるいは近代化資金が整足した当時の豊かな目標と言いますか、理想と言いますか、そういうものから言えば、五年たつかります。今日、この近代化資金というのにははつきり言つて反省をしなきやならぬ段階にきているのではないかといふうに思うのです。種目別あるいは部門別に見ますというと、この近代化資金というのには、これはもう局長も御承知のとおり、建構築物とかといふうのですが、これと農機具ですね、これはもう圧倒的ですね。二つで八〇%近く、あと畜産とか果樹園というものはまことに少ないですね。しかかも少ないだけじゃなくて、発足当時から比べると、家畜のようなものは非常に減少して、発足当時三十六年一六%を占めておったのが五・一%、三分の一以下に下がってしまった。これは畜産に対すると言いますが、やはり畜産の現状と、いいますか、あるいは畜産政策に対する農民の臣応だと思うのですけれども、三分の一に減って一%、三分の一以下に下がってしまった。これは五六年の建物あるいは十馬力とか五馬力とかいう動力耕作用動かない。ふえてきたのは圧倒的部門の八〇%近いものを占めておるのは建構築物と農機具であるとか、あるいは農舎であるとか、そういうような建物あるいは十馬力とか五馬力とかいう動力耕作用機、これに集中的になつているのですね。部門別に見ても同じなんです。畜産部門というのは低い地位を占め、しかもそれが年々大幅に減少する。私は近代化資金というのがその発足当時の目標なり、あるいは目的なりといふのを象徴している、局長もそれは御承知だと思うのです。一体この数字といふのは政府なり農林省のお気に召す数字じゃないと思うのです。どういうふうに考えておるかといふと尋ねでござりますが、しばしば御説明を申し上げましたように、農業近

代化のために役立つということで資金が創設をされ、今日まできておりますけれども、主として近代化資金が担当しております分野といいますのは、法律の目的にもござりますように、農業近代化のために必要な資本設備の向上、増大、そういう目的のために必要な資金を融通するといふことになつておるわけです。そういう観点からいきましても、主として固定資本投資に必要な農家なり、あるいは共同して利用する固定資本投資に必要な資金を本制度でもつて融通をしていくということになつておるわけあります。そういう観点からいきましては、主として固定資本投資に必要な農家なり、あるいは共同して利用する固定資本投資に必要な資金を本制度でもつて融通をしていくということになつておるわけあります。全体の農家の固定資本投資も年々増加をしてきております。それは数字的にもそういうことになつております。そちらいた固定資本投資に対してこの資金が供給してしまいました割合も年々増加をしてきておる。そういう観点から実績等を見てまいりますと、全体としては、資金が創設当時ねらつておりました方向に沿つて運用され、その効果が發揮されておるというふうに見ていいのではないか、こういうふうに思つております。

ただ、御指摘がございました部門別の貸し付けの実績でございますが、畜産等に対しても、全体のウエートが低いではないかといったような御指摘もございました。資金の項別の種類からまいりますと、家畜といふのは、家畜の導入に要する資金のみを整理して計上いたしております。畜産の部門といいましても、御案内のように、家畜を導入する関係もございます。あるいは畜産用の施設を設置するといふこともござります。また畜産用の機械もこの資金によつて利用しておるといつたような関係もございまして、全体の割合からいきますと、そういうたいわゆる畜産に対して必要な資金として全体の三割程度融資をされておるといふことが、部別に見た実績でござります。もちろん、その伸び率、あるいは年次別の変化等につきましては、必ずしも年次別に増加をしているということは言い切れない、年によつてはふえる。年によつては若干融資の実績が下がるといつたような年次別変動はござりますけれども、そういった

点から見ましても、ある程度選択的拡大部門、それをする投資、必要な資金の融通というふうなことを考えますと、かなりなウエートを占めておるといふことはひとつ御了承をいただきたいと思います。

○鶴園哲夫君 先ほど私が申しましたように、種別に言いますと、家畜というのは三十六年は一六・四%を占めておる、それが三十九年には年々低下している、非常な勢いで低下してきておる、五・一%——三分の一以下に落ちてしまつた。いま局長は、部門別におつしやつた、部門別に言いますと、畜産部門と果樹部門と一般農業部門とに分かれていますが、畜産部門は三十六年の発足当時四三%，それが三十九年には二五%という形になり半分に落ちてしまつた。それに対して果樹部門はほとんど一定しておる、六・一%から七・一%とほとんど停滞をして動かない。一般農業部門は、言うまでもなく逆にぐんぐん成長していく、伸びる、こういう形なんです。それが農業基本法の目的とする選択的拡大とかいう立場から言つた場合に、これは私考えなければならぬのじやないかと思うのです。いま局長がおつしやつた近代化資金の法律の目的という点については、あとほどもう少し伺いしようと思ひます。今度の改正とからんでお伺いしようと思うのですが、いずれにいたしましても、私はこの基本農政が、農業基本法の農政といつものが農業構造改善事業と制度融資によって行なわれたというふうに言われておる、その場合の制度金融といつものどり、いろいろ役割りを果たしつつあるかといつことが、私はこれではつきりするのじやないかと思うのです。局長、ふえればいいですよ、減つていぐのですから、三分の一以下に減つてしまつた。これは決して金融農政の責任だとは言わないのであります。もちろん農政なり、あるいは今日の非常な激動する農業の実情の反映だと思うのですけれども、金融農政が果たし得る限界といつものは、これは何と言つてもはつきりしてきていると言わなければならぬのじやないかと思うのですね。

統いて、これに関連して申し上げたいのです

が、この農業漁業金融公庫ですね、この公庫の資金も御承知のように、基本法が成立をいたしましたから、内容的に大きな変貌を遂げるわけです

うことにはひとつ御了承をいたさうと思います。○鶴園哲夫君 先ほど私が申しましたように、種別に言いますと、家畜というのは三十六年は一六・四%を占めておる、それが三十九年には年々低下している、非常な勢いで低下してきておる、五・一%——三分の一以下に落ちてしまつた。いま局長は、部門別におつしやつた、部門別に言いますと、畜産部門と果樹部門と一般農業部門とに分かれていますが、畜産部門は三十六年の発足当時四三%，それが三十九年には二五%という形になり半分に落ちてしまつた。それに対して果樹部門はほとんど一定しておる、六・一%から七・一%とほとんど停滞をして動かない。一般農業部門は、言うまでもなく逆にぐんぐん成長していく、伸びる、こういう形なんです。それが農業基本法の目的とする選択的拡大とかいう立場から言つた場合に、これは私考えなければならぬのじやないかと思うのです。いま局長がおつしやつた近代化資金の法律の目的といつ点については、あとほどもう少し伺いしようと思ひます。今度の改正とからんでお伺いしようと思うのですが、いずれにいたしましても、私はこの基本農政が、農業基本法の農政といつものが農業構造改善事業と制度融資によって行なわれたといつふうに言われておる、その場合の制度金融といつものどり、いろいろ役割りを果たしつつあるかといつことが、私はこれではつきりするのじやないかと思うのです。局長、ふえればいいですよ、減つていぐのですから、三分の一以下に減つてしまつた。これは決して金融農政の責任だとは言わないのであります。もちろん農政なり、あるいは今日の非常な激動する農業の実情の反映だと思うのですけれども、金融農政が果たし得る限界といつものは、これは何と言つてもはつきりしてきていると言わなければならぬのじやないかと思うのですね。

統いて、これに関連して申し上げたいのです

が、つまり農業基盤整備といつものが圧倒的主流を占めておつたものが、それにかわりまして、農業構造改善、經營改善の資金、つまり個々の農家に貸す資金といつものが、これが急速に伸びてきています。いまやこの基盤整備といつもの追い越しておる首位に立つ。ですから、農業漁業金融公庫

といつものは基盤整備と農業經營改善、この二つによつて占められておるといつふうに言つていいわけなんです。特にこの基本法農政以来の農業經營改善に対する融資といつのはたいへんな勢いで激増する。しかし、その内容はまことにかんぱくない。これも部門別に見まつて、計画に対する実績ですね、これを見ますといつと、畜産の拡大經營といつ面についてはわざかに二三%しか伸びない。計画に対して二二%。まことにお粗末ですね。果樹園の經營改善については六八%。農地の取得資金といつのがたへんな伸びで一一七といつ伸び方ですね、ワクに対しまつて。それから未開墾地の取得資金、これが実に二四七といつたいへんな大きなワクに対する実績を持つておるわけですね。ですから、少なくともこの選択的拡大と言

判をいたさうしたけれども、三十八年から御指摘がございましたように、公庫の資金の種類としましても、従来は土地改良でありますとか、あるいは林道、漁港といったような、いわゆる基盤整備に重点を置いて、ほとんど大部分そういう関係の融資をしてまいりました。三十八年からあるいは新規の創設をいたしました。そういう関係は構造改善事業に対する融資でありますとか、畜産の經營拡大資金、果樹園の改善資金といつたような個別の經營に対する融資の種目を創設をしてきたという関係になつております。そういう関係がございまして、三十八年に創設をいたしました新しい資金、種目にについての貸し出しが、必ずしも融資のワクに対して消化率といつますか、その比率が大きくなではないか、こうしたことから言われておるのだと思ひます。私どもとしましては、ある程度こういつた資金のワクを創設する、ワクをつくるといつふうな際には、なるべくそういう資金ワクが少ないといつことで融資に対し不便をおかけしてはいけないと、いふことで、で引きのだけやとりのあるワクを設定していくといついた資金ワクが少ないといつことで融資に対し不便利を避けなければなりません。それが結局は、それれ融資ワクがきまつて、それが結果的に金を貸す、農民がほしいときにそれを貸すのだと、いふことであれば取り立てて言ふことはない。ですが、それれ融資ワクがきまつて、それが結果的に金を貸す、農民がほしいときにそれを貸すのだと、いふことであれば取り立てて言ふことはない。ただ、資金状況としても非常にふえてくるのではないかといつふうに私どもは見ておるわけであります。

○鶴園哲夫君 私は、近代化資金にいたしましても、それから公庫資金にいたしましても、これは單に金を貸す、農民がほしいときにそれを貸すのだと、いふことであれば取り立てて言ふことはない。ですが、それれ融資ワクがきまつて、それが結果的に金を貸す、農民がほしいときにそれを貸すのだと、いふことであれば取り立てて言ふことはない。ただ、資金状況としても非常にふえてくるのではないかといふうことでやつてまいりましたことが一つあります。そういう点からいきますと、確かにワクに対する消化率を持つわけです。しかし、この農地の取扱いをいたしまして、これは決して金融農政の責任だとは言わないのであります。もちろん農政なり、あるいは今日の非常な激動する農業の実情の反映だと思うのですけれども、金融農政が果たし得る限界といつものは、これは何と言つてもはつきりしてきていると言わなければならぬのじやないかと思うのですね。

おりですし、また、幾つかの事例調査でもこのこ

うなことあるございますし、貸すほうでもまたいろいろな関係から、あるいは手続が繁雑である、またその融資にあたつて一々認定をしなければならないといついたような、いわば一口にいいますときくしゃくしたような関係が出てまいります。われわれとしましても、できるだけそいつた融資の手続その他の関係では、資金が円滑に流れれるという形になつておるのじやないかと私は思うのです。ですから、その点についての局長のひとつ考え方をお伺いいたしたい。

○政府委員(森本修君) たいへん手書きらしい御批評をいたさうしたけれども、三十八年から御指摘がございましたように、公庫の資金の種類としましても、従来は土地改良でありますとか、あるいは林道、漁港といったような、いわゆる基盤整備に重点を置いて、ほとんど大部分そういう関係の融資をしてまいりました。三十八年からあるいは新規の創設をいたしました。そういう関係は構造改善事業に対する融資でありますとか、畜産の經營拡大資金、果樹園の改善資金といつたよろくな個別の經營に対する融資の種目を創設をしてきたという関係になつております。ワクに対しまつては、先ほど言つたようなことで消化率はかなり低いといふことは、これは事実としてそういう関係におけるような状況でござります。ワクに対しまつては、実績としては漸次二二%、三年来伸びてきておりますが、しかし、実績としては漸次増えます。味からいきますと、実績の推移を見ますと、あるくない。これも部門別に見まつて、計画に対する実績ですね、これを見ますといつと、畜産の拡大經營といつ面についてはわざかに二三%しか伸びない。計画に対して二二%。まことにお粗末ですね。果樹園の經營改善については六八%。農地の取得資金といつのがたへんな伸びで一一七といつ伸び方ですね、ワクに対しまつて。それから未開墾地の取得資金、これが実に二四七といつたいへんな大きなワクに対する実績を持つておるわけですね。ですから、少なくともこの選択的拡大と言

あるいは基本法農政に対し、これが即応して、先ほど申し上げたように、融資というものと構造改善事業といふものによって遂行されてきた基本法農政といふものが、一体結論がどうなつてゐるのかという点をまあ言いたいわけなんですがけれども、それはあとほどにまた引き続いてお伺いすることにいたしまして、大臣が一時から出席すると、いうことでありますから、一応これで終わりますて、一時からお伺いいたします。

○委員長(山崎斎君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕

午前十一時五十九分休憩

千葉一詩二十八分題

午後二時二十分開会

いたします。

委員の異動について報告いたします。日、森中守義君が委員を辞任され、その補欠とし

て鎌木強君が選任されました。

○委員長(山崎吉君) 農業近代化資金助成法の一  
部改正する法律案、農業信用基金協会法の一部

を改正する法律案を一括議題とし、質疑を行なうこといたします。質疑のある方は順次御発言を願います。

○鶴園哲夫君 先ほど近代化資金について、三十年以来の経緯からいいまして、目標なりあるいは目的からいえば非常に大きく違ったものになつてゐるということを申したわけですが、同じようなことは、この公庫資金、農林漁業金融公庫の融資についても同じようなことが言えるという趣旨の質問をいたしたわけです。この公庫の金の場合におきましても、私は三十九年を例にして申し上げたのですが、三十八年、三十九年、いま四十年の十二月までわかつておりますが、四十年の十二月まで過去三年間全く同じような傾向をたどつておるわけです。そこで、統いてお伺いをいたした

率の問題にいたしました。あるいは貸し付け対象にしても、あるいは期間等にいたしました。まあ全國段階に信用保険協会というものをつくるというような形で努力をするということなんですが、しかし、問題はそういうところにあるのかどうか、これはもう過去に何回かの大幅な改正によってはつきりしているのじゃないか。今回また大きく改正をしてみて、一体その融資ワクを消化できるというようなことになるのかどうかという点をお伺いしたいわけなんです。事務的な問題ですが、局長ひとつ答弁をいただきたいと思います。

要といふのは、任期によりまた条件によって変化していたします。多少そりいった条件が変化しても、予算上の融資ワクが足りないようになると、ならないように、ある程度何といいますか、ワクをつくつて設定についてはかなりたつぱりしたワクをつくつていくといふうな方針でいっただらどうか。そういうふうに思つておるわけであります。

○鶴間哲夫君 融資ワクの消化率といふのが、設立いたしました翌年、三十七年が九五%、三十八年が九三・四、三十九年が八三・八といふことで、三十九年は約百億近い残が出るわけですが、しかも、先ほど私が申したように、大きな改正を加えながらなおこういうふうに不消化が残る。さ

の規定に基づいてはある程度はとどきをもつてしていくといふことは、これはわれわれとしても必要なことではないか、こういうふうに思つていろいろあります。今回の制度改正ではたして融資がふえるかどうか。こういうお尋ねでございますが、融資ワクに対し実績が伸びないといふような要因をずっと検討いたしました。そういうふうな要因を、それぞれ現在の時点においてできるだけ早く解消をしていきたいという観点から今回の改正の項目を選んでやつておるわけでありますから、今回の改正によって融資の消化に対しても相当な好影響があるのではないか、こういうふうに思つておるわけでございます。

いのは、それは先般、渡辺理事も指摘をいたした  
わけですが、融資ワクの消化率が低下してきて  
るという点であります。これは先ほど私が申し  
た近代化資金の経緯、公庫資金の経緯からいって  
当然なことでありますけれども、數字的にいって  
融資ワクの消化が低下をしてきている。特に三十一  
年度は八三%という消化率になつておりますし  
て、約百億円近い残が、消化できないものが出了  
わけですが、近代化資金は三十九年に大きく改正  
をしたわけですけれども、しかし四十年は、いま  
十二月までわかつておりますが、大きく改正をし  
たにもかかわらず、四十年の消化率もほぼ三十九  
年度と同じくらい、むしろそれより下がるのじや  
ないかといふに見られ、百億以上の未消化が  
出るといふに言つて差しつかえないと思つて  
おります。四十年の十二月末の消化率が六一・  
五%，三十九年同月の消化率が六一・三%，こう  
なつておりますから、ほぼ三十九年度の八三%，  
同じくあるいはそれより下回ると言つてもいい。  
そうすると、二、三百億の未消化分が出るといふ  
ことになるわけですが、私はこの公庫なり、ある  
いは近代化資金の内容の大きな変貌、さらにこの  
消化が低下をしてきている点から、この融資ワクを  
拡大するという政策、これを一体どういうふうに  
に考えておられるのか。今回も、四十一年度も今  
度の法案に出ておりますように、近代化資金の利

し上げたわけがありますが、融資ワクと融資の実績の対比ということになりますと、近代化資金は特にそうであります、いわゆる消化率が低下をいたしてきている。ただ実績の関係を見てまいりますと、先ほど御指摘がございましたが、二、三年来増加し、また四十年度においても、われわれの推定では、おそらく六百億ちょっとと回るくらいになるんではないか、そういうふうな推定をいたしておるわけですが、融資のワクに対する実績の比率のみに限つて議論をいたしますと、お説のような事実が出ておりますけれども、実績そのものはやはり相当増加をしてきているといふことは事実でございます。それで、将来とも融資ワクを拡大していくつもりであるか、その点についてどう考えるのかという御質問であります、私どもとしましては、できるだけ農家の資金需要に対しても制度金融がござえていく。そういう観点からいたしますと、予算上種々折衝いたしまして設定をされますところの予算上の融資ワクといふのは、かなりたっぷりといいますか、どういうふうな資金需要があつても、ある程度それに対応してこたえていけるというようなことで設定をするのが適当ではないかというふうに思つておるわけであります。もちろんそれぞれの年度におきますところの資金需要の見込みといふものも変わつていくわけでありますけれども、それぞれの融資の資金の需要であります、昨年一二三月にござつてお

らに本年大きな改正をするわけです。その場合に、そういう改正で片づく、消化が前進するのだと、うまく消化してくれるのだと、ということにならぬのかどうかということを伺つておるのです。私は、そうならない、過去の実質からみて、そう思つたけれども、今後必ずしていく方針のようですねけれども、たたワクはふやしたが、借り手がないというのじや、これは話にならぬ。百億以上借り手がないというのじや困るわけですから、そこ辺のことについてどう考へておられるか。

○政府委員(森本修君) 融資ワクに対しまして実績が一〇〇%いくかどうかといふうなことになりますと、先ほど申し上げましたよくなこゝとで、結果的にみれば、あるいは融資ワクが若干十年かかるといったようなことはあり得るかと思います。しかし、先ほど来言つておりますように、融資ワクを増加してまいりました経緯、それにつれて実績もふえてはおるわけです。もちろん融資ワクの増加額だけ実績がふえているかといふと、必ずしもそうではない点はございます。しかし、近代化資金の融資ワクを考えますと、やはり予算上利子封給のワクの限度になる、一応。そういう関係ござりますから、できるだけその限度の額が、実際の融資に対しても制約に必ずしもならないといつたような配慮も、予算を折衝する際には必要であります。そういう観点に立ちますならば、融資ワクの限界につつ、いま一つは足りぬところをつまつておる

必要な項目をすべて検討いたしました。それから、それを現在の時点においてできるだけは解決をしていきたいという観点から今回の改正項目を選んでやつておるわけでありますから、今回の改正によって融資の消化に対しても相当な好影響があるのではないか、こういうふうに思つております。

○鶴園哲夫君 私の伺っていることと少し食い違つておるわけなんですがね。それは局長の考ふ方は金融として考えておられるわけですよ。單な金融として金を貸す、こういう考え方だと思うんです。これは經濟局長としてはそういう点もあるがちおかしなことではないと思うのですけれども、私の聞いているのは、農政を含めた金融、金融農政という立場に立った場合を聞いているわけです。金を貸すだけの話を聞いているのじゃないのです。ですから、こういろ消化率が低下してきて二割近く残る。よけいあつたほうがいいですよ、それを否定しているのじやないのです。あつたほうがいい、あつたほうがいいんだが、しかし、どうも消化率が非常に低下してきている。しかも三十九年度も大きな改正をやつた。だが、期待に反して低下するといふことなんだが、今回再び改正をして融資を伸ばそら、要するに実績を加えていこうというお考えだと思うんです。しかし、私はこの融資というのが限界にきているんじやないかという考え方を持つておるわけですよ。それを私は考えていますがね。ですが、そいつは一応別にしまして、次に伺いたいんですが、それは今度の改正で畜産、果樹等の運転資金、これに活路をひとつ見出そらということだと思ふんです。こへ持ち込む、これは政策的にも確かに一つの理由はあると思うんですが、ただ畜産、果樹等の運転資金にこれを拡大したということは、近代化資金の性格から言つて私は少しずれていんじやないか。近代化資金が從来から中期、長期の農業施設資金として強い性格を持つておつたと思うんです。それが今回こういう畜産、果樹等の運転資金の性格から言つて私は少しずれていんじやないか。近代化資金は一般的な農業金融という形に性格が変わつてくるのじやないかといふふうに考ふるのでけれども、その点はいかがですか。近代化資金の性格を変えてきたのかどうかといふ点ですね。

備の高度化ということ、特に固定資本の増加に対する需要を満たしていくことが近代化資金の大きな性格でございます。今回対象に加えましたのは、固定資本投資をしていきます際に、從来畜でありますと、畜舎でありますとか、あるいは家庭でありますとか、農機具であるとかいたるような固定資本の取得に必要な資金、それだけの融資の対象としておつたわけです。ところが、実情を見てまいりますと、家畜を導入いたしましても、それが一定の年齢に達するまで育成をして初めて固定資本としての機能を發揮していく、あるいは果樹にいたしましても、果樹園を造成してから数年を経過して、その間育成の費用を投下して初めて果樹園としての完全な機能を発揮していく、こういうふうな関係になつておるわけです。したがいまして、近代化資金がねらつておりますところの固定資本投資を促進していくという観点からいきますれば、実情に従いましても、從来の施設を取得する資金だけ貸しておるということだけでは、必ずしも十全ではない、また、そういった育成資金等についても、融資の対象に加えるのが適当である、加えてもらいたいといったような希望もかなり熾烈でございます。そういうた実情からきますところの要望、それから近代化資金が考えておりますところの資本設備を向上していくという点からいっても、育成に必要な資金を加えることがこの十全を期する道であるということで、今回これに加えることにしたのであります。そういう観点からいきますれば、制度の性格を変えることじゃなしに、制度の充実をはかるということである、そういうふうに御理解をいただきたい。

いくということになれば、そういう一般的な農業生産資金という形に大きく変わってくるだらうと思ひますが、もう一つ、今回の改正で環境整備に貸し付けるということなんですが、農協の病院であるとか、あるいは有線放送であるとか、あるいは簡易水道であるとか、あるいは部落等の公民館といいますか、そういった環境施設に対して融資をするという、拡大をはかるわけなんですが、これは一体、近代化資金法の一条にいう目的に沿つておるのかどうか。で、金融という立場から考えますと、確かに消化していかなければならぬ、拡大をしていかなければならぬということになれば、いま言つたよくな運転資金も出していくのだろうし、あるいはこういった面にも、環境整備の問題にも融資をしていくことになつてくるだらうと思うのですが、しかし、どうも私は近代化資金が転換をはかりつつあるのじやないかという感じを強く受けるので、冒頭に、私は午前中に申し上げましたが、発足以来、五年間の経緯の中から、どうやら近代化資金といふのは大きく転換せざるを得ないということになつたのじゃないか。それはそれでいいです。そういうふうに思うのですが、その点はいかがですか。

○鶴園哲夫君 私はいまのよくな融資について、それを否定をしているわけではなくて。これは近代化資金を改正して、というのは融資の対象を改正するということなんですが、近代化資金法の第一条には、資本設備と農業の近代化といふように限定されておりますね。そうしますと、環境整備といふようなものが、近代化——いま言つたような資本設備並びに農業の近代化なのか。金融というのは、ひとたび動きますと自己回転をします。金を動かすわけですから、金をどういうふうにうまく回転させるか、どういうふうにうまく伸ばすかといふことになつてくると思うのですが、そうしますと、どうもそういう方向に引きずられてしまつて、本来の農業近代化的考え方といふのは、午前中に申し上げたとおり、それを徹底していくということではなくて、こういう方向に近代化が変わつてしまつているというか、逃げるというのですか、目的を逸脱してきているというふうに思うのですよ。環境整備をまさか農業の近代化といふにはお考えにならないと思うのですね。資本設備の高度化なんであるわけでしよう。これは市町村でやればよろしい。その点はどうなんでしょうね。なお、もう一つつけ加えて伺つておきまますが、農林中金、これは三十九年から、長期融資に積極的に努力をするということで低利融資を始めたでしよう。その低利融資が、いま問題になつてゐる環境整備ですね、これに非常に大きな金をつぎ込み始めた。八%か七%程度の利子で。四十年から新しく畜産、果樹の一いま農林省が言った畜産、果樹の運転資金に強力に乗り出したといふことになつておるのである。そういう、中金がせつかく自分の力で長期の農業金融に活路を開こうといふわけで懸命に三十九年から努力をしている。そして、それが着々と成果をおさめている。三十九年度は四百億円のワク、四十年度も四百億円のワクで、いま言つたような畜産、果樹の運転資金並びに環境整備——ちょうど、まったく同じですよ。農協病院とか、簡易水道とか、有線放送とか、そういうものを自主的にやつてゐるときだ。

近代化資金を、目的から逸脱するような疑いを持たせるようなものをつけ加えてやらなければならない理由がわからない。むしろ、農協のそういうやり方を助長していくべきだ、中金がやるといふやつを。これは競合しちゃうのですね。競合するどころじゃない。近代化資金のことばかりしか考えていない。運転のことばかりしか考えていないのかないかという感じがするのですが、その点のじやないかと伺います。さつきのやつとあわせまして。

○政府委員(森本修君) 農林中金のほうで、御指摘のように、系統資金の農業内部あるいは農村の活用、貸し出しの促進をするという意味で低利融資制度を設けられております。もちろん、系統におきまして、そういったことに努力をされるとお点については私どもも否定するわけではございません。むしろ、そういう方向に進んでもらうことを積極的に指導し、また協力をしていきたいという点は変わらないわけでございます。ただ、現在の系統金融の状況を見てまいりますと、理想といたしましては、自主的な系統の努力によりまして、系統の中に集まつてきております資金が、農村の内部に活用されるということは理想ではございますけれども、必ずしも現状としてはその理想どおりに、全体の資金が農村の内部に還元されているというふうな実態ではございません。近代化資金ができましたのも、やはりそいつた現状を抑えまして系統資金を農業の内部に活用する。それに対して、政府が利子あるいは保証制度等による援助をしていくといふふうなことで発足をしているわけでございます。今回、こういうふうな制度を新しく設けましたというか、資金の種目を加え入れてもらつたほうが、農業者として、あるいは協同団体としても希望するところであるというような関係もございまして、現実の要請に応じて今回の制度改正をしていこうということになつてい

るわけであります。御指摘の低利融資制度の中には、いろいろな資金の用途がございまして、環境整備資金といったようなものもございますけれども、その中で相当大きなウエートを占めておりましては、農協の事務所など、今回近代化資金の対象に加えていない資金融資等がかなり大きなウエートを占めているわけであります。それから、中期運転資金についても、やはりそういうふうな関係がございます。大きくくつて言いますと、いかにも共通しているように見えますけれども、今回の融資対象に加えました以外の分野について、なお低利資金貸し出しの固有の分野が相当大きくなっているというふうな関係に実はなっていきます。そういう点から言いますと、近代化資金、それから農中の低利融資制度、そちらいったものをあわせまして、農家に対して十分資金需要にこたえていきたい、こういうふうな考え方で今回の改正をいたしたわけであります。

それから環境整備資金について、近代化資金の目的との関連をございますが、環境整備資金の中にも、有線放送等、農業生産活動に対して直接的な働きをするものもございますし、それからそのほか研修施設等々につきましても、農業生産力の維持増進といったような観點からいきますと、広く農業の近代化に対して非常に大きな役割を果たす施設であるというふうな点を考えますと、近代化資金の大きな目的からいいますと、その範囲内に入るのではないかというふうな考え方をいたしているわけであります。

○鶴園哲夫君 大きな意味から入っているといふうなお話ですが、どの程度の大きさかわからぬでされども、そう大きくなられてしまふ。とにかく有線放送まで農業の近代化だというわけですからね、どうもおかしな話ですね。だから、金利の面ばかり考えているのじゃないか、金融ということしか考えていないのじゃないかと思うのです。もう少し近代化資金の本来の趣旨を徹底させてしまたらどうですか。指導もし、あるいは鞭撻をしてみたらどうかと思う、こういう方向に逃げな

○國務大臣（坂田英一君）先ほどからの鶴園委員長のお話の根底には、もつと近代化のやつを徹底したらどうかという御意見が基礎のように思うのですがございますが、もちろん、そういう面についても努力を払わなければならぬと思っているのであります。その点について、先ほどの環境整備云々をめぐる問題でございますが、これにいたしましても、これは話が長くなつて恐縮でございますが、つまり簡易水道のないようなときには、女が圃場から帰つてきまして、水汲みだけに一時間もかかるような部落がござります。これは非常な労力を要します。それは話が長くなつて恐縮でございますが、つまり簡易水道のないような場合には、女が圃場から帰つてきまして、水汲みだけに一時間もかかるようになります。で、そういう生活をよくすると同時に、非常に労働力の節減になるという問題がござります。それから、先ほどの例に出ましたところの何か有線放送ですね、これにしましても、部落全体に改良のいろいろな問題、それらを伝えるという意味において非常に大きな改善になると思うのですが、ある意味においては、私はやはり農業は一つの部落なり村といふものを一つの経営と考えられるけれども、私は農業はやはり部落として、その村として大きな一つの関連したものである。こういうふうにも考える必要があるんじゃないかということを、特に最近さように考ふるものでございまして、そういう意味から言ふと、この点がむしろ抜けておつた一つの点であつて、これらも加えまして、そうしてさらに近代化の方向に総合的に進めていくほうがいいんじやないか、こう考えておるわけでござります。

うしてもそう思うのですが、局長の答弁では了解しがたいですね。せっかくやつてあるんだから積極的に援助したらよろしい。今後とも経済局長としては何ですか、農協が自主的に相互金融を果たしていくということはあまり考慮しないのですか。いつまでも農林省としてはこういうような利子補給をやつて農協の金を使おうという考え方ですか。ですから、農協の自主的な金融というものを積極的に援助していくんだという考え方なのをうか。そちら邊も聞いてみたくなるわけです。

○政府委員(森本修君) 農協系統の努力によつて自主的に農家に対し積極的に金融していくといふ点については、われわれとしてももちろんそういうふうにやつてもらいたい。また、そういうふうな方向に向かっていくのが当然であるというふうに思つておることは先生の御主張と変わりはないわけであります。ただ、近代化資金ができました総縛といふのは、やはり系統金融の実態といつたようなものを踏まえて、こういう制度ができたことも御案内のとおりである。そういう意味におきましては、広い意味では経過的な措置であるといふことはいえると思うのであります。農家のそうちつた旺盛な資金需要といったものに対し、系統と国がどういうふうな分担によつて資金需要にこたえていくかということは、從来からもいわゆる交通整理の問題、よくいえばそういう問題として、金融政策の大きな課題になつておるわけであります。われわれとしても、系統が自主的に努力をしておるものを見害するといったような意図はもちろんないわけであります。できるだけ両々相まって適正な分野を確保しながら農家の資金需要にこたえていく点は方針としては変わりはございません。

七億になつておりますですね。昨年、財政が困難に合われた。四十一年は引き続いてさらに一そろの財源難のために見合わせたばかりではなくて、十億を残してあと全部を取りくずすということになつたんですが、このことはどうも私は近代化資金の将来に対し非常に不安感を持たせるんじゃないか。つまり利子補給の安定した財源がある、こういう感じを持つておったわけですが、いままで積み立て金が十億を残して全部取りくずされるということは、近代化資金の将来に対し非常に不安感を与えるんじゃないかといふ気がするわけです。そういうふうに思うのです。そのことと、今度のこの全国段階の信用保険協会をつくら、そして県段階にある信用基金協会を初め保証制度といふものを強化するという方針が出てきたのかどうか、それとの関連があるのかどうか、そういう点についてお伺いしたい。

昨日の財政状況にかんがみて、やむを得ず了承したことと、いろいろ経緯になつておるわけでござります。なお、将来再び財政需要が計すような事態になりますれば、従来のような形で助成資金に対しても積み増しをしていくといふことにもなつてまいるわけで、經緯は以上のとおりでござります。繰り返しますが、そういうふうなことと、今回の保険制度に対する財政措置というようなことは直接的な関連がございませんので、御了承を願いたいと思います。

○鶴園哲夫君　これは局長の答弁を聞いておりますと、ごもつともなよろこびを受け取れるわけです。が、しかし局長も答弁になつておりますように、この近代化資金創設以来、毎年、三十六年が三十三億、三十七年が六十九億というようなことで、三百七十七億という積み立てがあつて、そうしてこれが近代化資金の安定感をさせえてくれたのです。それが四十年から見合わされた。四十一年からは、見合わされただけではなくて、この安定感をさせえておつたそのものが、十億を残して二百六十七億というものは取りくすされたということは、これは何といましてもやはり近代化資金の安定感を失うといふよろな懸念をするわけなんですが、もう少し突っ込んで言いますと、局長はこの保証制度の拡充と関係はないとのおっしゃるけれども、しかし四十億のプラス四億、四十四億の金をこの保証協会に持つていけるということは、やはり関連とともに考えなければ一方的だと思うのですがね、金はしるしはないのですから。ですから、私はこの近代化資金というのが、その発足當時、利子補給という、少ない利子で数十倍の金が動かせる、それが一つの農政の目標に対して動かせるというところに魅力があつたのだけれども、しかし、どうやらこの財政難で、非常な財政難の中で、そのことに一つの問題が起きてきたのじやないかという考え方を持つわけなんですがね。たゞられなくなつたというとちよつと大げさなんですが、金融制度そのものにやっぱり問題が出てきた。利子補給で、何十倍かの金を使

いろいろやり方自身に問題が出てきたのじやないのか。今後そういう情勢が深刻化するということを考えられても、これがもとのような形に返るといふあいにはなかなか考えられないわけなんですが、その点は局長どうです。

○政府委員(森本修君) 助成資金の運営につきましては先ほど申し上げたとおりでござりますが、要は、近代化資金の運営が適切にいくというための財政的な措置としましては、それに必要な利子補給の一般会計予算も確保するという点にあるとおもふりますから、そういう直接的な財政措置といた観点からいたしますれば、先ほど申し上げましたように、将来、運用条件をくじょうなことはしないといふふうなことになつておりますから、決して不安感を持たれるとおもふうなことはならない。私どもとしても、近代化資金に必要な金は十分その年々の予算折衝を通じて確保していくといふ点は変わりはないわけでござります。その点だけひとつ御了承願います。

○鶴園哲夫君 それでは次にお伺いをしたいのは農林漁業金融公庫、これは御承知のように無利子の出資が非常な勢いで減少をしてきたわけですが、昨年の減少、三十九年から四十年の減少が、いまここに資料があつたんですが、出資金、これが三十九年の三百五億から四十年は大幅に減少をするわけですね。そして、そのかわりにこの資金部運用資金といふのですか、資金運用資金といふのですか、これが逆に大きくなつてくるわけです。四十一年は財投からの無利子の出資はゼロ、そして一方においては借り入れ金が、六分五厘の借り入れ金が全部を占める、まあ自己資金もありますけれども、これだけになつてしまふといふところから、この出資金が大幅に削られる。三十九年の三百五億から半分ぐらゐに削られるということになるわけですが、そうしますと、これも財政の事情からだと思うのです。四十年の非常に財政が困難になつてきた、財源が苦しくなつてきたと、いうことになるのですが、そしてさらにその四

五厘の借り入れ金が非常な勢いでふえてきて、これがいまや全部となつた。そうなりますと、どうしても公庫に対しても利子補給を行なわなければならぬことになるわけですが、そこで、四十年から利子補給が行なわれる。本年はまたそれの三倍以上の利子補給が行なわれて、三十三億という利子補給が行なわれるということになつたのですが、今後、局長がおっしゃるようにも、融資のワクの拡大、積極的な拡大というものは、近代化についても、公庫についても行なわれていくことになりますれば、この利子補給というのはおそらく三年、四年の間に二百億、三百億という形になつていくということになりますといふと、この公庫資金の一つの転換、まあ現状からいえば局長はいま三十三億なんだからといふことなんですが、もうすぐそういう事態にござるを得ない。私は先ほど近代化資金といふのは、そういう意味で二百七十七億あつたものが、昨年ゼロになり、本年もゼロになつただけではなくて、十億を残して全部が取りくずされるという状況になつたのは、近代化資金が、これは根本的に考えなければならぬ段階にきているのではないかという質問をいたしたのですが、そうまく気になさらないといふ話。同じようなことは、公庫資金についても四十年から大きくなつてきている。四十一年はまたこういうふうな変わり方をしてきておるわけなんですが、財政資金として今後も公庫資金に對して二百億、三百億の利子補給ができるとはとても考えられない。そうしますと、この近代化資金にしても、公庫資金にしても、これはやはり重要な時期にきているのではないか。加うるに、この公庫資金が、いま申し上げました借り入れ金、資金運用部からの借り入れ金になつてしまふ。この資金運用部は、御承知のとおりに財政困難なところから、異常な困難なところから、これが大きくなつたのを大きく買って國の財政に寄与しなければならぬといふわけです。つまり国債をこれは買ふ、国債を大



○政府委員(森本修君) 限界はどうかといふお話を聞きましたが、もちろんそれ施策の目標を達成いたしますにはいろんな手段、方法を総合いたしましてやつていくことになるわけあります。あるいは助成といったような手段もあります。しかし、あるいはいわゆる行政指導、技術指導といったようなこともございましょうし、あるいはまた金融的な方法手段といったようなこともあります。ある手段の周には、その手段、固有の論理と言いますか、そういうもののがございまして、特色があるわけございます。助成などに比べますと、何と言つても金融はある程度農家の自主的な金融に対する要望がなれば金が貸し出されないといったような関係でございます。助成等でありますと、何と言いますか、誘導的な手段方法としてはかなり金融よりは積極性を帯びるというふうな、比較をいたしますと、そういう関係があろうかと思います。また金融でありますから、農家側から見ますと、借りました金はいずれは返済をしなければならない、こういうものがあることは御了承いただいてけつこうと思うのであります。金融的手段の特性というようになりますと、非常に問題があるのでないかと思います。

○鶴園哲夫君 私その問題について、金融による——農業基本法ができる、そして金融政策が非常な勢いで激増をしてきておるわけですが、それが一体政策目的としてその実績をおさめてきたのかどうかという点については、私はきわめて否定的なわけなんですよ。その理由は、冒頭に申し上げた、そりいつた反省がないというのは、どうも私解せないのですけれども、もつと大きな声を出して言わなければいけませんかな、どうも解せないですがね。そこで、また最初に戻りまして、金融政策と言いますか、金融農政と言いますか、それの限界はどういうふうに考えておられますか。

う金は貸してやろう、何でもいいから農家がほし  
いといふ金は貸してやろうという金融だけの動き  
になつたのじゃないですか。近代化資金法の成立  
当時の目的、あるいは農林金融公庫の基本法後の  
大きな政策の転換、そういうものからこれは大  
きくそれておる、そこら辺が、ただ単に金を貸す  
というような考え方になつてゐるんじゃないかと  
思うのですがね。金貸しを始めるとなつなるんで  
しようか、どうなんですか、それは。  
○政府委員(森本修君) 金融的手段でござります  
から、結論的には農家がその資金を利用して  
いたり、あるいは条件等について  
だくといふことが必要でございますが、單に金融  
だから金貸しに堕しておるのではないか、こうい  
う御指摘であります。金を貸す際におきます  
しても、その資金の種類、あるいは条件等につい  
ては、やはり農政の目標に沿つたような形で、金  
融のいろんな手段方法を整備していくということ  
が、金融政策の目的であろう、こういうふうに思  
うわけであります。そういう観点からいきます  
と、もちろん不十分だという御指摘はあらうと思  
いますけれども、ここ二、三年、あるいは四、五  
年の間におきました、農林漁業金融公庫において  
も、先ほど御指摘があつたような、農政の変化  
に対応して資金の種類を増加し、改善していくと  
いうふうな努力もいたしてきておるわけであります  
。また条件、手続等についても、できるだけ農  
家が利用していくべくようになつたよろしく、農政の  
していつておるわけであります。決して私ども  
のほうも、ただある金を貸せばいいといふことで  
仕事をしておるつもりではないであります。や  
はりそいつた農政の目標に合ひようになつたよ  
うな手段方法を改善していく、そういうことで数年来努  
力をしてきつたつもりでございます。

いる資金の要素もある。こなした資金の要素がある。そういうことで、だんだんワクを広げて農業生産資金みたいなものになっちゃった、近代化資金が。というふうに思うのですがね。

統いて保証制度について伺いたいのですが、いまの保証制度というのはほとんど機能していない、というふうに言って差しつかえないと思いますが、私どものほうのあります資料で、これは農林省が出した資料だと思うのですが、見ますと、発足以来、三十九年度末、基金協会が代位弁済をしたのは全国で六十九件、六百十九万という数字になっております。同期間中の債務保証額は七十三億円ですが、〇・〇八%、事故率としては異常に少ないわけですね。代位弁済を行なったのが六百十九億という、その間の弁済額は大体六億から七億というふうに推定されていますが、わざわざかに〇・一%ということになるんですね。そういう意味では保証制度というのは発足以来四年も五年もたっているけれども異常な状態だ。いよいように異常なわけじゃなく、事故率といいますか、あるいは代位弁済の低さといいますか、そういうものはきわめて異常な状態だと思うんですが、これはいかなる理由に基づくものか、これをまず伺いたい。

○政府委員(森本修君) 代位弁済は数字の御指摘がございましたが、私どものほうで調べておりますと、ところでは、昭和三十八年が約三百三十億、それから三十九年が千百万円、こういう数字になっております。ただ、この数字を見ましても、御指摘の点が実は変わらないわけであります。代位弁済額としては思つたよりも少ないという実感は私どもも持つております。ただ、御案内のように近代化資金が発足いたしましてからまだそれほど間がない。資金の貸し付け条件を見ましても一定の据え置き期間があるということを考えますと、本格的な償還期に入るといふのはむしろこれからであろう、こういう感じがするわけであります。そういうことも一つの点になっているのであります。が、さらに、あるいは農協等におきまして償還期

臣等は農家の子弟から借入かないといふふうなことがござります。直ちには基金協会に代位弁済を請求したい。いろいろな事情が農協にあるといふふうなことはあります。御案内のように農協と組合員の間には必ずしも經濟的な関係のみであります。御案内によると、あるいは社会的なり、人的な関係があるわけありますから、貸し金が償還期に返らないといつたようなことをもつて、直ちに代位弁済を請求したいためなことがあります。そこで、延滞額と代位弁済の間に、ある程度のズレが出てくるというようなことになつておるのではないか。実は正確にそういう点を調べたものがございませんけれども、地方の方々のいろいろな話を伺いますと、そういう事情もいろいろ伏在しておるというふうに聞いておりますので、そういうこともありますから、どうふうに私どもは思つております。

なはだ遺憾だと思うのですけれども、いかがですか。

○政府委員(森本修君) 代位弁済が少ない理由について先ほど申し上げましたけれども、実は農協側の事情だけを申し上げまして、基金協会のほうの事情についてちょっと御説明をするのを忘れたのですから、そういう御質問が出てきたのであります。こういうふうに思うわけですが、基金協会側としましては、御案内のように、一定の資金を造成いたしまして、その基金が代位弁済の財源になる、こういうふうな形になつておるわけであります。その基金は、半分は民間の信連なり、あるいは農協なり、市町村なりといったような民間の団体が出しております、こういうまあ現実でございます。したがいまして、そういう実態からいたしますと、基金協会としては、なるべくその基金の減耗を防ぎたいというふうな心理になるということはまあやむを得ない事情であろうかと思ひます。代位弁済をいたしますと、基金が減つてしまします。従来どおり、保証を継続していく、あるいは増大していくことになりますれば、再び資金を積み増しをしなければならない、こういうふうな関係になつております。また、もう一つは、基金協会のほうの事務なり、人件費なりをまかなうのもまたその基金の運用益に依存しております、ということになります。そういう面から見ますと、人間の愛情といたしまして、運営に当たられた方が基金の減耗を防ぎたいといつたような心理に支配されるということはあり得ることではなかろうかと思つておられます。そういうこともあるいは代位弁済を積極的に行なうに至らない事情になつておるというふうに私どもは見ておるわけであります。今回の保険の制度、あるいは融資の制度を設けましたのは、そろいつた制度的な不備、欠陥をこの際補なつていかたいということであります。代位弁済を基金協会がするという際には、保険に掛けられておりますれば、そりいった代位弁済の財源の七〇%は保険の仕組みによつて中央の段階から支給を受けられ

る。また、自己負担の部分についても、融資制度によって中央の保険協会から必要な融資を受けら

不備からくる基金協会の活動の不活発ということがあります。そういう点からいきますれば、現在の制度の制度の改善は、そういった実態を押さえて、制度をできるだけ前向きに活動させるために考えておられる、そういうふうに御理解いただきたいと思います。

○鶴園哲夫君　局長の答弁を聞いておりますと、いまお話のようなおかしなといいますか、基金協会というのをつくったこと、そのことにも問題があるようだと思ふのですね。ですが、今回それを全面的に改めようというわけなんですが、しかし、この近代化資金が農協の原資を使ってという融資になるわけですが、その意味では相互金融という面を強く持つておるというふうに思うのですよ。まあすぐれて相互金融などいいともいいのじやないかと思ひますが、そういうものに対しまして、こういう保証制度というものを持つていく必要があるのかどうかという点について伺いたいわけなんですね。私は先ほど局長が二つに分けて、基金協会の側のきわめて不活発な理由をお話になつてゐる。一方、借る側、あるいは貸す側の農協なり、あるいは農民側の考え方と両方分けて説明されたわけです。ですが、それは一つ機関をつくれば、おのずから機関は自己回転を始めるわけです。しかし、本来、すぐれてこういう相互金融の性格を持つてゐる近代化資金に対して、つくる必要があつたのかどうか。つくってはみたけれども、どうも相互金融の立場から、異常な低い利率だという点からいいますと、つくる必要があるのかどうかといふ点についてお尋ねをしておきたい。

○政府委員（森本修君）　御指摘のように、系統金融機関は相互金融といったような性格でありますことは言うまでもございません。しかし、最近のところは、やはり階層なり

地域の分化ということが激しいわけでありまして、金融の事業という、とだけを見てまいりまし

ても、一方には預金をするような人、それからもう一方には資金の供給を受けたいような人といったたぐいの形で、ある程度農家の性格なり、階層の分化といいますか、そういうことは行なわれておるわけあります。そういう点からいきますと、単に金融機関の資金が円滑に資金を利用しておるようない農民に供給されるかということになりますと、ある一定の最近のそういう性格の変化がございまして、必ずしもそういう性格にのみ頼っておられないと、率直に言いましてあるのではないか、とういう感じがござります。また、農民の側から見ましても、従来のように、ある程度小口でといいますか、そのときどきの出来事の代金を担保としてといいますか、そういうものを見返りとして資金を借りるといった形のみではございません。相当前向きに長期大口の資金需要というのが出てきていますが、そのことも、また御案内のとおりである。そういう点からいきますと、両々考えますと、相互金融であるといふ性格のみに頼つてやつていてはたしてそういう調整が資金需要に完全にマッチするのであらうかといふ点は、やはり実態からきまして、近代化資金制度が発足いたしましたときに、保証制度ができたといふことの実態を考えますと、一つの意味を持つておるこういうふうな点からいふ、こういうことになる。そういう点からいふ、こういうことになる。そういう点からいふに理解をいたしております。そういう意味のある制度が、運営の経験、実態に従いまして、やはり必ずしも十分機能しかねるというふうなことを見てまいりますと、政策的にはやはりその不備を補完する、補強していくという必要性は当然考えられるわけであります。今回、こういう発足当初の制度が、運営の実態を見て、必ずしも十分機能してない、そういうことを考えまして、これを必要なだけ補強していく、そういう趣旨から出でるわけでござります。

○鶴田哲夫君 先ほども申し上げましたようにわずかに〇・一%程度のものなら、これが特に代

位弁済とかいろいろものでないだろうという気がするわけなんですよ。六億から十億くらいあるんですよ。でも代位弁済はこの程度のものだつたら普通の事故率といらうも、まだ率ははんと低いのです。だから、そういうものに対しても四十四億の金を使つて、國から金を出して、さらに今度は個々の農家から三厘の保証料を取つてつくる必要があるのかといふ私は気がする。そのところをもう少しはつきりしてもらわないと、何しろたいへんな金をこれは使ってつくるわけですから、農家にとってみても、利子は今度五厘下がつたけれども、その中の三厘を持つていかれるわけですから、下がつたことにならないのです。三厘持つていかねちやうのだから。ですからもう少しすつきりした答弁をいただきたい。認められないですよ、これは。

ども、私どもとしては、その制度が不備である、そういうふうなことによつて不活発である点は、できるだけひとつ除いていきたいということです。今回の改正を考えるわけであります。で、制度の不備な点といいますのは、先ほど申し上げましたよろんな点でございます。したがつて、それに対しての手当てということであれば、まずまずこの保険制度、融資制度ということによつて、ある程度完全に近づくのではないか、そういうふうに思つておるわけであります。なお、相互金融に対してこういった補完措置をする意味といふことになりますと、もちろんこれはいろいろな面から考えようが出てくると思うのであります。先ほどから言いますれば、先ほど言いましたような農村の実情、また、農民の大口長期の資金需要と対応するといつたような政策上の要請ということを考えて、事実としてはやはりこういうものを置かなければ、十分この目的が達しないといふうな考え方を持っており、また、近代化資金をどういうたてまえのもとに制度が仕組まれておる、こういう関係になつておるわけで、まあそういう制度の当初の発足、また制度をやつてしまりまして経緯といふものを踏まえますと、今回の改正はそういういた意味、目的を持つておるというふうにひとつ御理解をいただきたいと思います。

○鶴岡哲夫君　局長のいまの答弁を聞いていますと、ますます私はこれは不要だと思います。というのは、いまお話しのように、三十七年、三十八年の償還額といふものは三十六億ある。その中で代位弁済をしたのは一千万だ、そろしますと、〇・一%――殆どおろか、〇・二%ぐらいですよ。まことに微々たるものじゃないですか。そのために四十四億という金を使って、それから借りる農民から三厘の保証料をとるというような制度が要るのかどうか。いまあるもの、しかし、それはもうきわめて動いていない。もう不活発とい

段じやないですよ。これは、保証額からいっても実にこまかいのですよ、ほんのこまかいもの。保証額はいまのところ七十三億でしょう。貸し付け残高というのは千三百億ぐらいになつてているのじやないですか。もつと大きいでしよう。そろししますと、私は、あるからそれを完備していくことと、いう気持ちはわかりますよ。ある以上、そういう機関があればそれを完備しようということはわかるけれども、しかし、実際やつてみて、これはほとんど完全にストップ状態といつてもいいわけですね。それへ今回利子を五厘下げるということと、その中から三厘とする。あるいは國の金を四十四億出してそういうものをつくらなければならないという説明ではきわめて不十分ですね。これは納得しないでくださいね。調査も不十分ですよ。そんな四億の金を使って、何千億という金を農民からとつていくんですから。そういうものを設立するにしてはきわめていいかげんな理屈を立てていますね。わからないですよ。私もあつたほうがいいような気もするんですよ。あつたほうがいいよう思ふけれども、しかし、どうも金が多くかかり過ぎるですね。それと局長、これからますます地位弁済があえちやつて、滞納金がどんどんふえていくいまの状況からいえば、滞納がどんどんふえてきてどうにもならなくなるという見通しなんですかね。だから、この保険協会みたいな膨大な金を使って、そういうものをつくろうという考え方なのか。保険協会の役員の配置は、もう役員のメンバーはわかっていますが、方向は出しているのですか、それは大臣に聞きましょう。大臣に心づもりあたりをひとつ。

である。これは毎年分割して償還するわけでもありますから、そういうようなことになつていくわけがであります。そういう点からいきますれば、もちろん保証活動が必ずしも十分でないということは御指摘のとおりでありますけれども、全然機能を果たしていない、ネグリジブルであるということには保証活動そのものは必ずしもなつてない、そういうふうに私どもは考えております。それから、将来、あるいはこれから問題題でありますけれども、さらに先ほど言いましたように、事業家としては、長期に大口の資金を使用するというふうな関係になつておりますから、融資機関としても、そういうた信用の補完制度のあつたほうが、資金の融通が円滑であるということ、また、農家のほうはそういう信用補完制度のあつたほうが資金を借りるのに都合がいいということで、保証制度の必要性があるだらうと、こういうふうに考えておるわけであります。そういう点から言いますれば、もちろん政府が出しますところの金も四十一年度相当額にはなりますけれども、それをするに値するような保証制度の方向といいますか、それが必要ではないか、こういうふうに私どもは考えておるわけであります。

度になつておるわけですが、それに対する保証の比率と、こういうふうに御理解をいただきたいと思います。そうしますと、融資に対する保証の比率が六割強、こういうことになるわけです。それで代位弁済の額に対応する額、元金といたることになります。なれば、それぞれ年度において償還をする額は幾らあるか、それに對して延滞額が幾らあるか、それに対応する代位弁済の額が幾らあるかといふことで比率をとつて、いたゞくことになると思います。ただ御指摘のように、代位弁済の額はそれにしても少ないのでないかということは私どもそう思つておるわけであります。その原因が先ほど申し上げておりますように、基金協会保証制度にも制度的な不備があつて、そういうことになつておるのでないか、もう少し前向きにこれを動かしていく必要があるだろうということです。今回の政府の予算も組み、こういふふなことで制度的に補強をしていくこうということを先ほど来御説明を申し上げておるわけであります。



一六

く動かない一つの大きな理由に、そういう代位弁済をやらせると、非常に農家が今までよりも以上にきつい条件に置かれる、その点が農協としては顧を知つておるといふような点もあって、なかなかえられないといふ点から、なかなか代位弁済に踏み切れないということをたびたび聞いておるわけです。また、そういうようなものもいろいろ発表されております。ですから代位弁済した場合の農家、これはどのような地位に置かれるのか。

代位弁済をあまり好まないといふような事情にある。そういうことは私どもも聞いております。そういう関係がござりますから、今回の制度の改正とともに、できるだけ償債権利息を引き下げていくよう私どもとしては指導していきたい、こういうふうに実は思つておるわけです。

○鶴園哲夫君 こういう基金協会が全国的に非常には不活発な活動しかできなかつた。あるいはもうほとんど眠つていてるという状況にあることは、要するに相互金融という立場から、貸している側の

○政府委員(森本修君) 先ほどもお答そしたわけ  
であります。しかし、そういう事情にござりますから、  
私どもとしましても、できるだけ基金協会が取り  
ますところの求償権の利息は引き下げるよう努め  
ていただきたい。なお、基金協会が求償権を取  
得いたしました後の債権の回収につきましては、  
現在では農協などに頼みまして、あまり無理のな  
いような形で債権の保全をしているというふうな状  
況もあるようでござります。したがいまして、

たいへんだろうと思うのです。中身を見てみますといふと、負債整理という条項が一つ入っているのです。ですから、中金としては、負債整理のほうに相当強力に乗り出しているということになるわけです。それで、貸し付け状況を見ますといふと、やはり相当の割合を占めているのです。低利融資の中の一七、八九、住宅資金に次いでこの負債整理の普通長期貸し付けというのは大きいわけです。その資料はこれに載っているのですよ、詳しくパートまで載っているのですよ。ですか

○**鶴園哲夫君** その場合の利子といふものですね。それが非常にきつくなるので、農協としてはなかなか代位弁済に持つていけないということがいわれているわけですね。ですから、今までには農協は返せ、返せといったわけだけれども、今度は代位弁済ということになると、基金協会が返せ、返せといふことになるわけですね。かわったものが来て取り立てるということになるから、その条件がだいぶきつくなるのじやないですか。それが農協としてはいやだというわけですね。農民もいやでしょ。うけれども、農協がいやだ、こういう考え方があるて、代位弁済が非常に少ないというふうに聞いているのですけれども、どうなんですか、利子とか何とかいうものは。

○**政府委員(森本修君)** 御指摘のような事情がいわれておりますて、おそらくそういうことがあるうとと思うのですが、基金協会のほうで求償権を持ちますと、まあ最近のあれでは、大体求償権の利息は三錢くらい取っているというふうなことを聞いております。そういう関係から、農協としても

でない、動けない。今後といふともそういう状況は変わらないと思うのです。ですから、せつかくこういうものができるのですが、その場合の、代位弁済をしたあの農家の利子です。これをもう少し下げていったほうがいいんじゃないでしょうか。そうじゃないと、なかなかたいへんなようですよ。いま日歩三錢ですか、日歩三錢くらいとなりますと、年利割くらいになりますが、たいへんな大きな利子になつてくるわけです。返せない農家がますますいためつけられると、いうことになつてくるわけです。ですから、この利子を、現実問題としては、先ほど申し上げたよう農協が肩がわりしているということが多いでしょう、おそらく。延滞額に入らぬところまで、そこまでいかぬ前に、農協が貸しかえているということだって相当多いだらうと思うのです。ですから、いざれにしても、代位弁済になつた場合には非常に利子が高いというような状況は困ると思うのです。これをもう少し下げる、今度おたくのほうの基金協会がやるわけだから、その点は考え

あるいは金融公庫の資金なり、そういうものの弁済額といつものも農協が立てかえる、プロペーのものに立てかえてしまつというようなものだつて避けです。もちろんその中には近代化資金なり、あるいは金融公庫の資金なり、そういうものの弁済額といつものも農協が立てかえる、プロペーのものに立てかえてしまつというようなものだつて避けです。もちろんその中には近代化資金なり、あるいは金融公庫の資金なり、そういうものの弁済額といつものも農協が立てかえる、プロペーのものに立てかえてしまつというようなものだつて避けです。それに対しまして、中金のほうが、低利融資制度というのを三十九年から始めまして、さらに四十年というふうに、ワクとしては約四百億円というワクで進めているわけです。それで、その説明を見ますといふと、これは「農林金融」という、農林中央金庫の月刊機関誌みたいなものの中に出ているのですが、要するに、そういう選択的拡大なり、あるいはそろいうものによつて、ほとんど全国的に農協にしわが寄つて いる。そういうものに対しても、農協は総力をあげて金融のベースで解決しようといふことを盛んに鼓吹しているわけですよ、この中で。ところが、何せ中金の低利融資でも、八分から七分という利子です。それは言つてみてもなかなか

農協のいわゆる農協資金といったようなものに変わってきておるのが大多数でありまするし、また、内容から申しますと、ふてはおるけれども、比較的積極的な意味の借金が相当あるんじゃないかと思います。それから一人当たりにしますると、ちょっと数字は正確な点はあとから補充していただきますが、十万ぐらいのことにして借金をしておるもののがなっておると思いますが、また一面においては、非常に自分のいわゆる預金というのも相当多くなつておるといふよくな面もございまして、私は通観いたしまするときには、比較的その点はよくなつておるよう私は思つておるのであります。もつとも地域的には若干、いま鶴園委員の言われたような地帶もないことはありません、全般的に見ると、私はその点から見た点からいいますと、どちらかと申しますと、そういうよくな状態にありまするので、この点から見ると、むろいのではないかと、状態からいいますとそういう自分としては判断をいたしておるわけでござります。しかし、鶴園委員から言われたるとおりの事

○政府委員(森本修君) 先ほどもお答えたわけ  
であります。が、そういう事情にござりますから、  
私どもとしても、できるだけ基金協会が取り  
ますところの求償権の利息は引き下げるよう努  
めをしていきたい。なお、基金協会が求償権を取  
得いたしました後の債権の回収につきましても、  
現在では農協などに頼みまして、あまり無理のな  
いような形で債権の保全をしているといふらうな  
実情もあるようござります。したがいまして、  
求償権の回収についても、あまり実情を無視し  
た、無理のような回収をするようなことがありま  
す。すれば、ひとつ適切に行なわれるよう指導して  
いきたい、こういうふうに考えております。  
○鶴園哲夫君 もう一つお伺いをしたいのです  
が、これは選択的拡大といふようなことで、養豚  
なり養鶏なりといふものが非常な勢いで発展した  
わけですが、しかし、これが価格関係が非常に不  
安定だ、しかも低水準だといったような点等が、  
あって、御承知のようにたいへんな赤字を抱えて  
おり、全国的にいま農協にしわ寄せされているわ  
けです。もちろんその中には近代化資金なり、あ  
るいは金融公庫の資金なり、そういうものの弁済  
額といふものも農協が立てかえる、プロパーのも  
のに立てかえてしまふというようなものだつて非  
常に多いわけだとと思うのです。それに対しまし  
て、中金のほうが、低利融資制度といふのを二十  
九年から始めまして、さらに四十年といふうち  
に、ワクとしては約四百億円というワクで進めて  
いるわけです。それで、その説明を見ますといふ  
と、これは「農林金融」といふ、農林中央金庫の月  
刊機関誌みたいなものの中に出しているのですが、  
総力をあげて金融のベースで解決しようといふこ  
とを盛んに鼓吹しているわけですよ。この中で、  
ところが、何せ中金の低利融資でも、八分から七  
分という利子です。そうは言つてみてもなかなか

たいへんだらうと思ひうのです。中身を見てみますといふと、負債整理という条項が一つ入つてゐるのです。ですから、中金としては、負債整理のほうに相当強力に乗り出しているということになるわけです。それで、貸し付け状況を見ますといふと、やはり相当の割合を占めているのです。低利融資の中の一七、八%、住宅資金に次いでこの負債整理の普通長期貸し付けといふのは大きいわけです。その資料はこれに載つてゐるのですよ、詳しく述べたままで載つてゐるのですよ。ですから、どうですか、農林省、この辺で三十六年以來、農業基本法の功罪いま相半ばするところにきているのですが、負債整理について検討する考えはありませんか。こまかく申し上げてもいいですよ。そういう中で大臣いかがでしよう。



ますが、証拠はどうですか、局長。いまの公金でないといふ証拠は。

○政府委員(和田正明君) ただいま大臣からお答えがございましたように、検察当局がタッチいたしました事件でござりますので、帳簿その他も当局のほうへ持つていかれておつたわけではございませんが、先ほど申しました員数のそれぞれが、すべてにつきまして背任罪とか、そういう形で起訴されたり、略式裁判を受けたわけではなくて、全部選挙違反事犯として処理をされておるわけでござりますが、私どもとしては、やはり公金の横領といいます、私どもとしては、やはり公金の横領といふことによって刑事事件になつたものではないというふうに了解をいたしております。これが一つでございます。

それから今後帳簿等が返つてしまいまして上でも、なお農協法による常例検査等は適当にいたさなければならぬわけではござりますが、役員等を呼びましていろいろな事情を聴取をいたしましたけれども、実際の問題としても役員側からも公金を使用したものではないということを責任をもつて説明を受けております。画面から考えまして、私どもとしては公済連の經理自体が乱れておつて、公金を使用した背任とか、そういう事情にはないという確信をいたしておる次第でござります。

○鶴園哲夫君 次にお尋ねをしたいのは、これは新聞で二、三日前に拝見をしたのですが、農協中央会の本年の米価闘争、米価の問題はもうそろそろ迫つてまいりておるわけですが、本年の米価闘争について、これは農協の中央会が方針をきめたといふことになるのかどうか知らないのですが、従来とは違つた米価闘争をやる、それは農協の組合員一人一人に対しまして米価の交渉権と委任状を取つて、どこへ集めるかといふこともあります。もちろんその委任状には正式の、一人一人の組合員から、米価に関係する組合員でしょらが、

定の委任状を全国的に集めているといふ話なんですが、これは局長でも大臣でもいいですから、どういうことなんですか、またどういふうに理解しておられますか。

○国務大臣(坂田英一君) 私は寡聞にまだそういふ問題は聞いておりませんのでござりますけれども、この米価は米価審議会にもかけなければなりませんし、その上で農林大臣が決定することに相まっておりますのでござります。しかし、団体としては委任状とか、その点は私は聞いておりませんし、その面についてのこの要求なり、あるいは意思発表等があることについて、私どもこれを別に、それがいかんともすることはできぬわけでござります。ただ最後の決定は、もちろんこれはその決定期間に米価審議会にかけまして、そして農林大臣が決定をいたすといふ、これは絞り型の答弁でござりまするが、およぶなことであります。

○政府委員(和田正明君) 農協法の七十三条の九に、御承知のように中央会の事業と申しますが、

事業の範囲が書かれておるわけでござります。私もとしては、やはり中央会の事業の範囲はこの範囲として行動せられることを期待し、また指導をいたしておるわけでござりますが、ただいま先生がお尋ねのような事情については、ちょっと大臣からもお答えがございましたように、私、現在まだ寡聞にして承知をいたしておりませんが、こととにかく多く事情を聞きまして、中央会としての法定の点でござります。私がこれまでおつたのが、それを伺いたいわけです。

○國務大臣(坂田英一君) ただいまの点でござりまするが、政府としてはやるつもりはなかつたわけでござりまするが、しかし、院議はこれは尊重いたさなければなりませんし、またちょうどそういうことでございましたので、これらの問題が一致してやることになりました以上は、私といましましておもろん賛成をいたすでござります。

○宮崎正義君 関連。予算委員会のときには、私は

この合併問題について大臣に伺つてあるのでござりますが、いま御答弁がありましたがけれども、こういつには、もう九〇%以上いたから、これで一応この合併の法律はこの程度にしておきたい、こういふ考え方でおるわけでござります、こういうふうに大臣がおつしゃって、そのあと、また私が

ばいけないと思うといふふうに思います。

それからもう一つ、統いて農協の合併の問題でござります、そして郷里にお帰りになつたとき、これもまた続けてみたいお話を譲りなさつた

ところ、お答え申したとおりでござります、こういうふうに答えておられるわけであります。このときにも伺つたわけですが、合併のできない理由の一ひとつでそれが合併のできない理由、そういう

ふうに答えておられるわけであります。このときにも伺つたわけですが、合併のできない理由の一

つとして、いろいろな合併のできない条件がある

ところですが、その組合自体の相互間の諸問題

だとか、あるいは合併を予定している組合の県

でもそれぞれが合併のできない理由、そういう

ふうに答えておられるわけであります。このとき

にも伺つたわけですが、合併のできない理由の一

つとして、いろいろな合併のできない条件がある

ところですが、将来の農協合併に対する考え方を伺つておきたいと思います、こういうふうに問い合わせでござります、そして郷里にお帰りになつたとき、これもまた続けてみたいお話を譲りなさつたところ、お答え申したとおりでござります、こういう

ふうに答えておられるわけであります。このとき

にも伺つたわけですが、合併のできない理由の一

つとして、いろいろな合併のできない条件がある

ところですが、その組合自体の相互間の諸問題

だとか、あるいは合併を予定している組合の県

でもそれぞれが合併のできない理由、そういう

ふうに答えておられるわけであります。このとき

にも伺つたわけですが、合併のできない理由の一

つとして、いろいろな合併のできない条件がある

ところですが、将来の農協合併に対する考え方を

伺つておきたいと思います、こういうふうに問い合わせでござります、そして郷里にお帰りになつたとき、これもまた続けてみたいお話を譲りなさつたところ、お答え申したとおりでござります、こういう

ふうに答えておられるわけであります。このとき

にも伺つたわけですが、合併のできない理由の一

つとして、いろいろな合併のできない条件がある

ところですが、その組合自体の相互間の諸問題

だとか、あるいは合併を予定している組合の県

でもそれぞれが合併のできない理由、そういう

ふうに答えておられるわけであります。このとき

にも伺つたわけですが、合併のできない理由の一

つとして、いろいろな合併のできない条件がある

ところですが、将来の農協合併に対する考え方を

伺つておきたいと思います、こういうふうに問い合わせでござります、そして郷里にお帰りになつたとき、これもまた続けてみたいお話を譲りなさつたところ、お答え申したとおりでござります、こういう

ふうに答えておられるわけであります。このとき

にも伺つたわけですが、合併のできない理由の一

つとして、いろいろな合併のできない条件がある

ところですが、将来の農協合併に対する考え方を

伺つておきたいと思います、こういうふうに問い合わせでござります、そして郷里にお帰りになつたとき

○政府委  
げます。

○鶴園哲夫君 大臣が延長するような、そしてしないような——それでいま質問がありましたように、予算委員会ではしないといふ答弁だった。まあ大臣の考え方はわかりましたが、局長も延長するがごとき、しないがごときことなんですね。まあ、しないといふのですね。そういうふらふららしい経緯を聞きたいわけなんです、経緯を。なぜなら、あらふらしたのか、それをひとつ大臣に伺うと同時に局長にも聞きたい。

○國務大臣(坂田英一君) 先ほど申しましてようやく、九〇%といったときでありまするし、ますこの辺でいいじゃないかと、こう思つたわけでござります。しかし、その後において、地方の実情等がどうでもない、まだ九〇%にしたところで一〇%残つております。地方によつてはそれがまんべんではありませんので、地方によつて相当これが重要なことになる。また合併せずに残つておる地帯が全国的に一〇%だけれども、まだ相当多い地帯もあります。しかしながら、それらに対する要望が非常に大きい。しころして、それを院議で決定していくだけのことになりますると、本質的に何もこれに対する反対でも何もありませんのでござります。そういうことでありますれば、私どもとしても十分それに賛成を申し上げて いきたい。こう考えておるわけでございます。局長から御答弁しても同じわけでござりまするから、大臣が答弁すればまああらふらかろうかと思ひますので御答弁申し上げます。

○鶴園哲夫君 局長があらふらしたのはちょっと違うふうに思ふのですが、聞いておきたい。

○政府委員(和田正明君) 鶴園先生も御存じのように、農協合併助成法の規定によります合併の手続きをいたします期限は、昨年の十二月三十一日までというふうに定められておるわけでござります。したがいまして、政府として、もし筋立てた議論を申し上げますれば、この制度をさらに延長をいたしまして、法律という制度を前提にして合

す限りでは、昨年の通常国会におきまして、当時、農政局長でございました昌谷さんから、たしか衆議院だったと思いますが、どなたかの御質問に対しても、一応法律を前提とした合併助成は法律の規定どおり十二月末で打ち切りをしたいといらふうに答をいたしております。私、昨年そういうような事情を承知をして農政局長に就任いたしましたして、その後、先ほども申しておりますように、進捗率としても当初予定の九〇%を達成をいたしましたわけでございますから、政府としての法律技術的な立場から考へますと、実際に計画の達成をいたしました進捗率から考えましても、政府としても、さらに法律を延長する改正案を出すという考え方方は当初から私は持つてはおりませんでした。ただ、もちろん法律がなくても合併の条件が熟し、また合併を必要とするような農協がもしもあるといたしますれば、それは農協自身の力と申しますか、経済的な力をより強くすることは当然の目標でござりますから、法律の根拠がなくても行政指導として合併が進められるのは当然期待をいたしており、またそういう指導をいたさなければならぬ立場におります。私自身決してふらふらいたしたことなどございませんので、昨年来何らかの機会に私の名前で筆をとりましたよくなときには、いまのようなはつきりした考へ書書いておるのをごぞいます。一方、先ほど来大臣がお答えになつておられますように、地方別にはなおおくれわけでござります。私どもとしては、政策的に

は、いま申し上げたような考え方を変えてはおりませんけれども、やはり院議としてこの法案が成立をいたしますれば、行政当局としては、院議の趣旨を尊重して、法律に基づいて今後も行政指導をいたしてまいる、こういう立場であろうかと思ひます。

○鶴園哲夫君 農協合併の、当然、主体的側である農協、特にその場合の農協中央会、この農協中央会がこの法律の五カ年の間、どうも昨年以来、主体側である農協中央会の態度が私は変わつたのじやないかという感じを受けるわけです。監督官庁として、あるいは行政指導をしてこられた立場から、一体この法律の施行の間、中央会の主体的な態度というものは変わらなかつたのか、変化したのか、それを伺いたい。直接の担当者である局長に伺いたい。

○政府委員(和田正明君) 系統団体内部の事情を、私も全部のいきさつを必ずしも承知をいたしておりますわけではございませんが、私が昨年夏以来、農政局長として団体と接しました限りでは、率直に申し上げますと、御承知のように、中央団体だけでもののことをきめつけるというようなことはございませんで、民主的な自主団体でござりますから、下部機構の意向等も十分くみながら中央会としての方向づけをしてまいったのじやなかろうか、わりあい早い時期におきましたは、いろいろ下部機構の間に、すでに合併が進んだような地帯もござりますし、そうでない県もございまして、いろいろ意見が入り乱れておつたように思ひます、実際は。しかし、それらの意見が組織として調整されて、やはり今後も法律に基づいて合併の方向づけをしていきたいといふような最終決定が昨年末にはあつたわけでございます。ただ、その段階では、私どもとしては、前に九〇〇多達成をいたしております政府としては、法律技術的に考えても期限が一応切れましたものを改正すると、あくまで今後は行政指導でまいりたいという考え方は、變えておらなかつたわけでござります。

○鶴園哲夫君 私が局長に伺いたかったのは、この実施時期の五年の間にあって、農協中央会の態度が昨年から変わったのじやないかという印象を強く受けておるわけなんですよ。どういうわけで変わつたのか。まあ局長は何か昨年の夏ごろから農協中央会の動きを説明された。それをほんと聞いておるのじやないですよ。五年間ににおける態度ですね、これは主体の側なんです。法律がどうこうというのじやなくて、合併する主体の側の態度というのが、昨年から変わつたのじやないかと、いう印象を強く受けたわけです。これは私は問題だと思うのですよ。その点を聞いておるのであります。

○政府委員(和田正明君) 先ほどもお答えを申し上げておりますように、やはり農協の組織が、最末端から全国連の段階まで非常に自主的な組織として膨大な組織でござりますので、組織としての意識統一をするには相当時間がかかるざるを得ないと思います。私の理解では、そういう組織としての意識統一を最終的にきめます過程の中で、地帯によって進行状況が違つております関係で、いやもういいのだとか、いやまだやるべきだから、いろいろ個人的な団体内部での御意見の御開陳もあつたかと思うのでござります。最終的な組織としての意識決定としては、昨年の暮れごろに、やはり法律に基づいて合併を促進をしていきたいという意思決定があつたわけでござります。鶴園先生のおっしゃることは、たぶんそういう組織としての最終的な意思決定の段階に行きます過程において、いろいろな経過を前提としておっしゃつておられるのかと思いますが、私としてはどうも中央会を中心とする農協組織としての意識決定が、一たん甲ときましたのが後に乙になつたということではなくて、やはり法律に基づいて合併を進めたといふ基本的考え方を組織としてきめるのに若干の時間を要したのではないかといふうに私は理解しております。

商消極的だつたんじないかといふ感じを持つて夏ごろから積極的になつてきた、非常に積極的になってきた。異常に積極的になつてきた。こういう印象を受けておるわけなんです。そこにぼくは非常に問題を感じておるわけなんです。それはどうですか。

○政府委員(和田正明君) どうも必ずしも私も古いころの事情は承知はいたしませんのでございませんが、最近の県の段階の中央会としては、やはり単協の合併の促進をする、そしてそれを指導していくといふことを各県とも非常に大きな事業の柱にしておるわけでございます。当初から全く不熱心であったというふうには私ども理解をいたしておりません。やはりここ一两年で法律の期限が切れるんだから、最後の馬力をかけようというところで、非常に熱を入れたということはあろうと思ひます。最初のうちは不熱心で、途中から急に勢いづいてやつたという方針の変更ではなくして、期限の切れる最後の追い込みの努力をしたというふうに私は理解をしておるわけでございます。

○鶴園哲夫君 妙にわかつたよな話をされたんじゃかなわないです。いろいろ問題を提示して、大臣なり局長の話を聞こうと思うのですが、これ議員立法、自民党も社会党も民社もという議員立法ですね。しかし、私はどうも冒頭に農協共済連の会長の問題を出したんですが、統いて農協中央会の今回の米価闘争を出してみたんですがね。さらに、今度の合併についての農協中央会の態度といふものを出してきたわけですよ。そういう意味では、ほんもそういう運動面については経験を得ておるんですけどね。ですから、非常に不明白なものを感じておるんです。しかし、この点についてこれ以上やつてみてもしようがないと思うけれども、ただ私は、これは局長にいたしましても、大臣にしても、私の考えていることはおわかりだと思う。これはしっかりとしていただきたいところです。

ね。かつてありませんでした國からの十万円の補助とか、あるいは農協中央会に対する指導費の補助とか、こういうものは今度はないわけですね。ただ税制上の問題は引き続いてあるようですけれども、そういうものがないわけですね。

○政府委員(和田正明君) 昨年の十二月三十一日までで手続の期限が切れました制度の段階では、施設の補助金として十万円の國の助成をいたしておったわけでござりますが、それは昨年の暮れまことに手続をいたしまして、まだ合併の登記その他が完了いたしております組合がござりますので、そういう経過的なものにつきましては引き続き補助を計上をいたしておるわけでございますが、今回の御提案の、衆議院の農林水産委員長御提案のとの法案では、その施設費の補助の問題はなまざきます。ただ、指導費の関係につきましては、先ほどもほかの問題の御質問のときにお答えを申し上げましたように、私どもとしては法律の根拠がなくとも、合併の行政指導は統一ことになつております。ただ、指導費の関係につきましては、先ほどもほかの問題の御質問のときにお答えを申し上げましたように、私どもとしては法律の根拠がなくとも、合併後の組合の指導でござりますけれども、約三百万程度は法律に基づかない場合にも行政指導してまいりたいというふうに考えておりましたので、それは今回の法案が御可決になりましたあとでは、当然に合併のための指導費として使用できることになるわけでござります。

○鶴園哲夫君 先ほど局長のほうから、この九〇%実績があつて、あと残った問題についての、なぜ合併しないで残つたのかといふ点についての若干の説明がありましたですね。それで、局長はこの全齋農連会報といふのですね。この中に、最近の農協問題といふので、農林省農政局長和田正明という名前で書いておられます、この五年の間に合併しないで残つたものがあるのかといふ点について書いておりますですね。先ほども若干説明があつたのですが、なかなかこれは法律が通つて

みても、こういう状況で合併が残ったとすれば、これは今後容易じゃないという気がするのです。しかも、その十万元の施設補助費がない、県もこれに加えるわけですから、二十万元になるのでしょう。というようなことになりますと、これは容易じゃない、たいへんだという感じを受けるわけですよ。だから、そういうわりあい手厚い施設補助のようなものがあつて五年の間にできなかつた、この理由は非常にたいへんな理由ですね。そろしますと、これで一休税上の恩典というだけができるのかどうかですね。という点も提案者のほうにお尋ねをしたいと思っておりますが。  
○衆議院議員（本名武君） 御指摘のとおり、いま残つております組合は、先ほど来、大臣並びに局长から御説明のありましたとおり、五カ年間に合併することができなかつた。政府はもとより、全中あるいは県段階における中央会も、それぞれの立場の指導をいたしましたが、いろいろな事情のために合併ができなかつたという事実は率直にわれわれも認めなきやならぬと思うのであります。が、ただわれわれとしては、政府の今まで伺いました見解にもありますとおり、いきさつはありまししたけれども、この段階において、さて法律がなくなつて、それじやその後における経済情勢や、あるいは問題でありました合併後における人事の問題、あるいはそれぞれの単協における財政上の問題等々が、幸いにもかりに解決されて、そして合併の意欲が出てきた。その場合に、これは法律がないから指導だけでいいんだといって、はたしてほうつておいていいのかどうかということともわれわれとしては検討いたしました。なおかつ先ほど御指摘がありましたとおり、中央会における態度が変わつたのではないかということは、お残つた。さりとて、私どもは法律は五年だから、そらく五ヵ年間ににおいて中央会のそのお立場においていろいろな合併促進の御指導もなつたと思いますればけれども、残つたところは困難なところがござつた。さりとて、私どもは法律は五年だから、これでおしまいだということはわれわれの立場としては言い切れないのではないかとということ、さ

らにまたわれわれの一番大事なことは、やはり残った単協の意思、残った協同組合がはたして合併をしようとする——たとえ一割残っているにしてもその意思があるかどうかということ、もしさりとするならば、われわれはこれを取り上げて、つとめて從衆に劣らない助成はしてやるべきではないかという観点から、いろいろな団体並びにそれの機関を通じて調査をいたしましたところが、どうしても今後において合併をいたしたいといふ組合があつたために、今回、政府のお考えがなかなか政府提案にこぎつけられないという事情、また時期的にも時間的にもちゅうちょするわけにはまいらないということで、今国会に提案をいたしたわけであります。ただ、御指摘のように、一体、前の法律では合併の共同利用施設に対する国が助成をいたしておる、補助金を出しておられます、それを打ち切つたということは、今後残っております組合の合併は補助金を十萬円國からもらうことよりも、むしろ税法上の特例措置をやつてもらいたいという強い意思があつたことが一つ。御承知のとおり、決定いたしました四十一年度予算におきましては、農協合併による国の補助金の予算是計上いたしておりません。したがつて、そこに今後合併する組合において予算措置上の不公正があつてはならないといふようなことがら、一応十万円の国費負担、補助というものを見合わせまして、一応税制上の特例措置をやって、そして合併の助成をいたしたいということを出しましたわけであります。

なお、先ほど局長からお話をありましたように、指導費については、それぞれ行政措置によって予算に計上されたその範囲内において使用することができるることは説明のあつたとおりであります。そういうようなことで、政府の見解はお聞きのとおりでありますが、われわれとしては、この際、この法律の税制上の措置をもつてさらに合併を促進したいという意図のもとに今回提案をいた

年夏ごろからさらくひとつ合併を進めたい、といふ熱心な意見があつたことも承知をいたしておるのであるが、それにもかかわらず、直接いままで合併案で出せば十分間に合う。十万の施設補助だつてできる。何がゆえに政府提案にしなかつたのか。いかにも見のがしのストライクみたいなことをしているのですね。よくないです、こういうことは。見のがしのストライクじゃダメですよ。それはどういうわけですか、局長。

○政府委員(和田正明君) 予算との関係は鶴園委員御承知のように、農林省としての事務当局が大蔵省に対し概算要求をいたしますのは昨年の九月ごろにもういたしたわけであります。その段階において、政府としてはこの法律の改正法案を提出する考え方は、先ほど申し上げましたように持っておりますが、おらなかつたわけでござります。きからいたしておらなかつたわけでござります。

○渡辺勲吉君 私、先ほどから大臣から、農政局長、それから提案者の説明を聞いていて、ふに落ちない点があるので、それを一つだけ詰めてその確認をしておきたいことがあります。というのには、三者ともひとしく、すでにこの时限をもつて適用されておつた合併法は九割を達成しておる。これはひとしく共通した認識に立つておる。これは私は非常に事態を認識する度合いが欠けておるということを指摘せざるを得ない。当初、三十四年現在で、いわゆる総合農協といふものは一万二千四百六あつた。その一万二千四百の農協に対して、政府は合併を必要としないもの、また合併が不可能に近い農協といふものを約二千三百に近いものを拾つておる。これはいい。したがつて、残りが一万多百十二といふ農協がある。この一万多百十三と一農協に対して、政府は合併対象組合数を百六十一で、その達成率が九割だと見ておる。と

ころが、あなた方がこういろいろかつてに測定した七千三十人以上に、残りの約三千をこえる農協もひとしく合併を必要とする農協の対象になつておるのが実態である。地域的にこれはズレがありますけれども。したがつて、現実にはまだ合併をしなければならぬという農協が全体の四割近くもあるといふ実態を、政府はこれを故意に見落として、四十一年度の予算にもこれを期限延長するといふ努力も怠り、とどのつまりは議員提案といふことで、ふらつく政府が院議を尊重しなければならないはめになつたというのが実態じやないですか。いかに現実を不勉強であるかといふことがこれで明らかである。合併することがいいか悪いかという論議の段階じやないわけですから、その合併の推進については、農林省のいまの目標からいへば一二〇%にもなつておる県がありますよ。避けに六割程度に沈んでいる県もある。したがつて、これは政府がやる気がないから議員立法として出したのじゃないか。九割だが、まだ必要だといふ前提に立つ限りは、何か議員立法が無理をしておるような、そういう印象を与えるが、これは事実はどうじやない。まだまだ合併をしなければならぬ総合農協は四千近くある。したがつて、各県の指導機関である中央会が中心となつていままで進めてきた大型農協との全体の農協の適正規模のあり方からいって、この时限法では救済されない問題をここで解決をして、今後三カ年の間に困難な課題に取り組もうというのが議員から発議したことれは動機である。したがつて、これは何も恩を着せられてやる筋合じやなくて、当然これは末端における農協の声であるということを銘記してもらいたい。答弁は要りません。

ことに対して、たとえ政府が言うこととく一剖が残つてゐるとしてもと、いうことでございまして、決して一割を今後合併の対象にしているという意味ではないございませんので、その点はひとつ御了解いただきたいと思います。

○委員長(山崎齊君) 他に御発言もなければ、この問題を今後合併の対象にしていくといふ意味でございませんので、その点はひとつ御了解いただきたいと思ひます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山崎齊君) 御異議ないと認めます。よつて、本法律案についての質疑はこれをもつて終局いたします。

○委員長(山崎齊君) 次に、農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もないようございませんが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(山崎齊君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山崎齊君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

渡辺君から発言を求められておりますので、これを許します。渡辺君。

○渡辺勘吉君 ただいま可決されました農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案に対しまして、附帯決議を提出いたしたいと存じますので、御賛同をお願いいたします。

案文を朗読いたします。

農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)



請願(二百十四通)

請願者

香川県高松市寿町一ノ四ノ二香川

県農業協同組合中央会会長

宮脇

朝男外五千九百名

紹介議員 平井 太郎君

この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

昭和四十一年五月九日印刷

昭和四十一年五月十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局